

とちぎ青少年プラン 2026～2030

(素案)

令和7(2025)年 11 月

栃 木 県

とちぎの子ども育成憲章

あす にな こ ゆめ きぼう も
明日を担う子どもたちが 夢と希望を持ち
こころゆた せいちょう けんみん ねが
心豊かでたくましく成長することは 県民すべての願いです

こそだ せっきよくてき
わたしたちは 子育てに積極的ににかかわり
こ そだ けつ い こ けんしょう せいてい
子どもたちをみんなで育てていく決意を込め ここに憲章を制定します

わたしたちは

こ ひとり そんなちよう いのち たいせつ
一、子どもたち一人ひとりを尊重し 命を大切にします

こ ふか おも こころ
一、子どもたちとのかかわりを深め 思いやりの心をはぐくみます

こ まな よろこ はげ
一、子どもたちとともに 学び 喜び 励ましあい
しゃかい いちいん じかく そだ
社会の一員としての自覚を育てます

ひとり こ てほん こうどう
一、一人ひとりが子どもたちの手本となるよう行動します

ゆた しぜん でんとう ぶんか まも
一、とちぎの豊かな自然 伝統 文化を守り
こ ひ つ
子どもたちに引き継ぎます

平成22年2月9日

栃 木 県

目 次

第 1 章 計画の基本方針

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の性格及び役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 計画の期間等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 計画の対象となる青少年の範囲・・・・・・・・・・・・ 2
- 6 計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第 2 章 青少年を取り巻く現状と課題

- 1 社会環境の変化と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 青少年の状況と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第 3 章 施策の方向性

- 1 施策の柱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 2 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

第 4 章 施策の推進

- 1 施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
 - 施策の柱Ⅰ すべての青少年の健全な育成と自立の促進・・・・・・・・ 25
 - 施策の柱Ⅱ 困難を抱える青少年やその家族への支援の充実・・・・ 33
 - 施策の柱Ⅲ 青少年の健全な成長を社会全体で支える環境の整備・・・・ 40
- 2 オールとちぎによる青少年健全育成の推進・・・・・・・・ 44

第 5 章 計画の推進体制等

- 1 県の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
- 2 市町、国等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
- 3 関係団体等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
- 4 「とちぎ 心のスクラム県民運動」の展開と一体となった推進・・・・ 46

参考資料

- 1 「とちぎ青少年プラン 2026～2030」の策定経過・・・・・・・・・・・・
- 2 栃木県青少年健全育成審議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・
- 3 栃木県青少年健全育成条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 4 子ども・若者育成支援推進法（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 5 各種法令等によるこども・若者の年齢区分・・・・・・・・・・・・・・

第1章 計画の基本方針

1 計画策定の趣旨

次代のとちぎを担う青少年が、夢と希望を持って心豊かでたくましく成長することは、県民すべての願いです。

県では、令和3(2021)年2月に第5期となる「とちぎ青少年プラン 2021～2025」を策定し、青少年健全育成施策を総合的かつ効果的に推進してきました。

この間、急速な少子高齢化や人口減少の進行をはじめ、家族形態の多様化、地域社会におけるつながりの希薄化、グローバル化やデジタル化の進展など、社会環境は大きく変化しています。

また、青少年を取り巻く環境は、SNSに起因した犯罪被害やトラブルの増加、いじめ、不登校、貧困、虐待、ヤングケアラー、ひきこもりの長期化・高年齢化等、様々な問題が相互に影響し合い、複雑で多様な状況となっており、これらの課題は、誰もが直面し得るものであることから、社会全体で共有すべき重要な問題として認識することが求められます。

このため、前プランを継承しつつ、現在の青少年の置かれた状況を踏まえた上で、青少年の健全育成を総合的かつ効果的に推進するため、新たな「とちぎ青少年プラン」を策定します。なお、策定にあたっては、栃木県青少年健全育成条例の基本理念や「とちぎの子ども育成憲章」の理念を踏まえたものとします。

■栃木県青少年健全育成条例 基本理念（条例第3条による）

青少年の健全な育成については、

- ① 次代を担う青少年が、心身ともに健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立できることを旨として行われなければならない。
- ② 社会を構成するすべての組織及び個人が、家庭、学校、職場、地域等において、それぞれの役割及び責任を担いつつ、相互に協力しながら取り組まなければならない。
- ③ 青少年の発達段階に応じて、必要な配慮がなされなければならない。

2 計画の基本目標

青少年健全育成条例の基本理念にのっとり、これまでの「とちぎ青少年プラン」で掲げてきた、「心豊かでたくましいとちぎの青少年の育成」を基本目標とします。

<基本目標>

心豊かでたくましいとちぎの青少年の育成

3 計画の性格及び役割

- (1) 「栃木県青少年健全育成条例」第10条に基づく基本計画とします。
- (2) 本プランと「栃木県こどもまんなか推進プラン」と併せて、「子ども・若者育成支援推進法」第9条に基づく「都道府県子ども・若者計画」とします。
- (3) こどもを育むための基本理念、大人の行動指針として平成22(2010)年2月に制定した「とちぎの子ども育成憲章」を踏まえた計画とし、県はもとより、市町、家庭、学校、職場、地域などが相互に連携・協力を図りながら、オールとちぎで青少年の健全育成を推進していくための指針とするものです。
- (4) 県政の基本指針である「〇〇プラン」との整合性を図りながら、青少年の健全育成の基本的方向を示すものです。
- (5) こどもの医療・保健や子育て環境づくり、学校教育や若者の就労支援など、より専門的な事項については、「栃木県こどもまんなか推進プラン」、「栃木県教育振興基本計画」等、青少年の健全育成関連計画と連携を図りながら施策を推進します。

4 計画の期間等

本プランは、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。

なお、社会情勢などの変化に適切に対応するために、必要に応じてプランの見直しを行うものとします。

なお、プランに基づく県施策の具体的な実施計画については、毎年度示していきます。

5 計画の対象となる青少年の範囲

本プランの対象者は、概ね30歳までの青少年とします。円滑な社会生活を営む上で困難を有する30歳代も対象とします。

なお、「青少年」の呼称・年齢区分は法令等により様々であることから、施策によっては「こども」、「若者」、「少年」、「児童生徒」等の用語を使用しています。

6 計画の構成

本プランは、5章で構成されています。

第1章では、計画の基本方針として、計画策定の趣旨、計画の基本目標、計画の性格及び役割、計画の期間、計画の対象となる青少年の範囲、計画の構成を示しています。

第2章では、青少年を取り巻く現状と課題として、社会環境の変化と課題、青少年の状況と課題を示しています。

第3章では、施策の方向性として、施策の柱と施策の体系を示しています。

第4章では、基本目標に基づき、県が行う主な施策の取組を示しています。

第5章では、計画の推進体制等について示しています。

第2章 青少年を取り巻く現状と課題

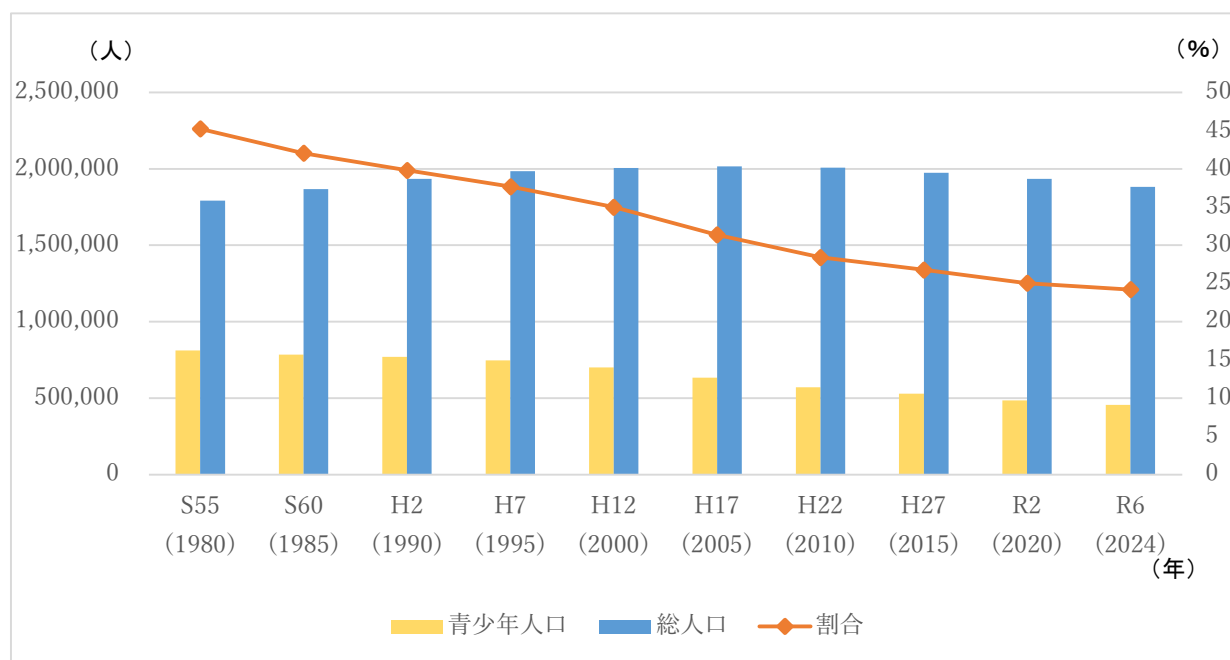
1 社会環境の変化と課題

(1) 人口減少、核家族化の進行

令和6（2024）年10月1日現在、栃木県の人口は1,882,342人です。このうち、青少年（0～29歳）の人口は455,702人で、総人口に占める割合は、24.2%となっています。昭和50年頃まで総人口の半数を占めていましたが、年々減少を続けています。

総世帯数は単身世帯や夫婦のみの世帯の増加により増加している反面、18歳未満のいる一般世帯数は減少を続けています。また、ひとり親世帯の割合は増加傾向にあり、令和2（2020）年は一般世帯の9.2%となっています。

図表1 青少年人口・総人口及び総人口に占める割合の推移（栃木県）

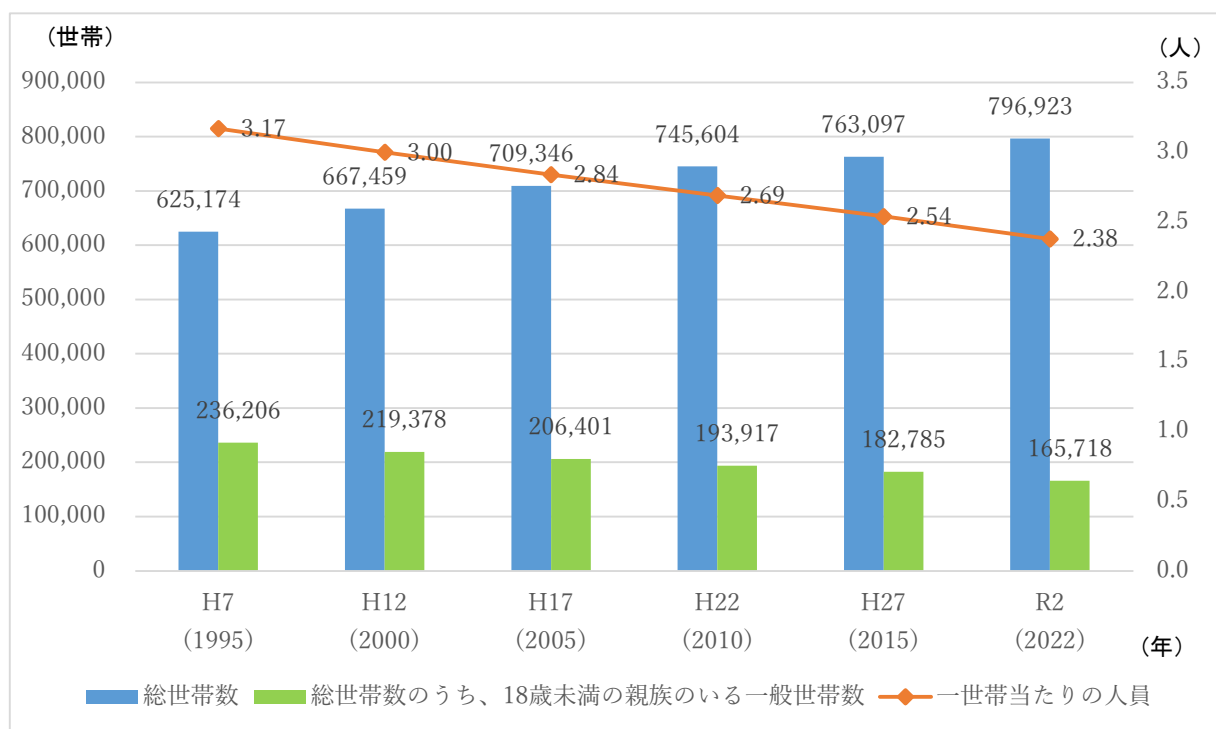


（単位：人、％）

区 分	S55 (1980)	S60 (1985)	H2 (1990)	H7 (1995)	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	R2 (2020)	R6 (2024)
青少年人口	811,135	784,510	770,126	747,253	701,222	632,307	570,299	528,677	483,972	455,702
総人口	1,792,201	1,866,066	1,935,168	1,984,390	2,004,817	2,016,631	2,007,683	1,974,255	1,933,146	1,882,342
割合	45.3	42.0	39.8	37.7	35.0	31.4	28.4	26.8	25.0	24.2

資料：栃木県統計課「栃木県の人口」

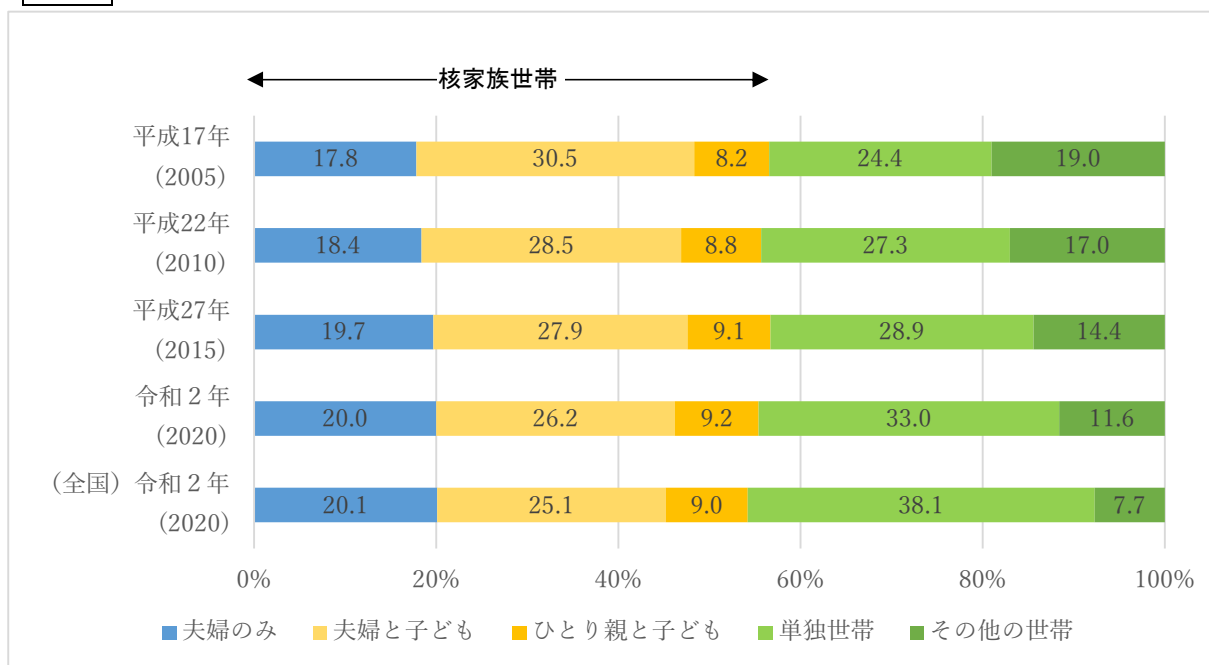
図表2 世帯数等の推移 (栃木県)



※一般世帯…施設等の世帯(学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所などの入院者等)以外の世帯

資料：総務省「国勢調査」

図表3 一般世帯の家族類型別割合の推移 (栃木県)



資料：総務省「国勢調査」

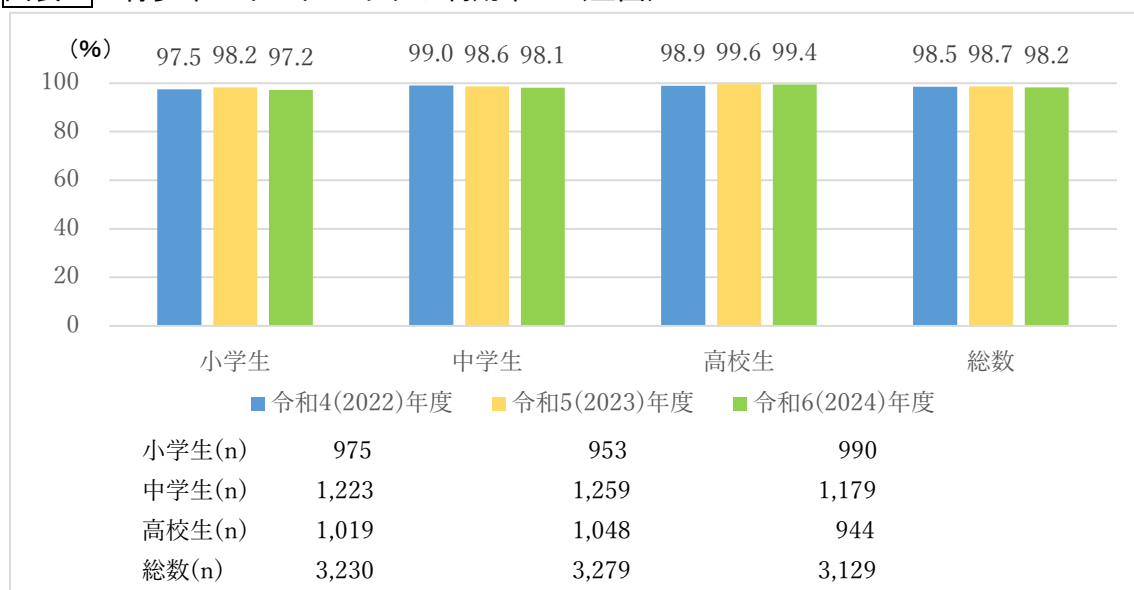
(2) デジタル化の進展

テレワークやオンライン授業、A I（人工知能）など、I C T（情報通信技術）の活用は、世代を超えて日常生活にも浸透してきています。

内閣府の調査によると、青少年のインターネット利用率は 98.2%となっており、また、平日 1 日あたりのインターネット利用時間は年々増加し、令和 6（2024）年度には 5 時間を越えています。

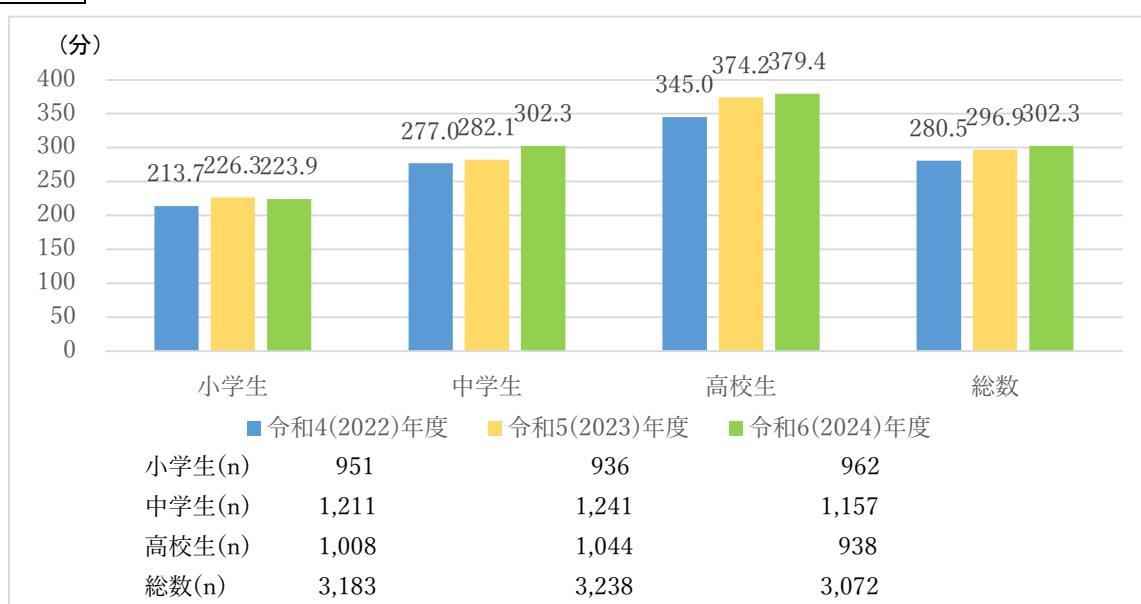
このような中では、情報を取捨選択し読み取る力、進歩し続けるデジタル技術を使いこなす力などの育成が求められます。一方で、インターネットの長時間利用による睡眠不足など、生活リズムの乱れや体力の低下が懸念されます。

図表 4 青少年のインターネット利用率（全国）



資料：内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」

図表 5 青少年のインターネット利用時間（平日 1 日あたり）（全国）



資料：内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」

(3) グローバル化の進展

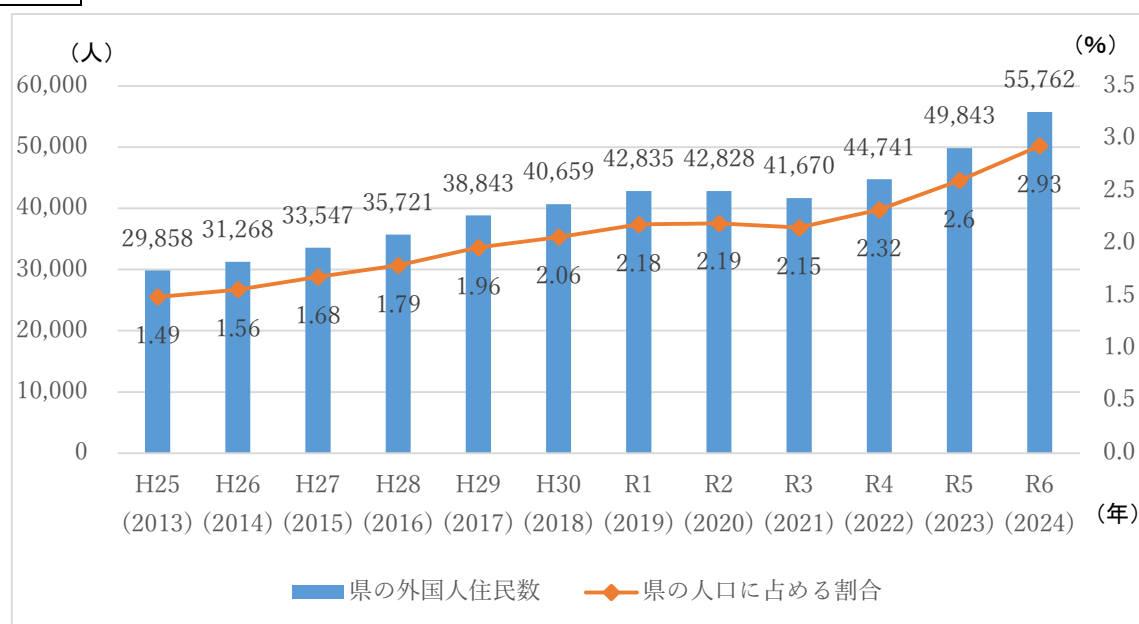
交通、ICTの発達に伴い、ヒト、モノ、情報の移動が活発化し、経済、文化、スポーツなど様々な分野でグローバル化が進んでいます。

本県の外国人住民数は、令和6(2024)年末現在55,762人で、県人口に占める割合は2.93%となっており、平成25(2013)年の2倍近くまで増加しています。

海外への留学者数は、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2(2020)年度に大幅に減少しましたが、令和5(2024)年には89,179人まで増加しています。

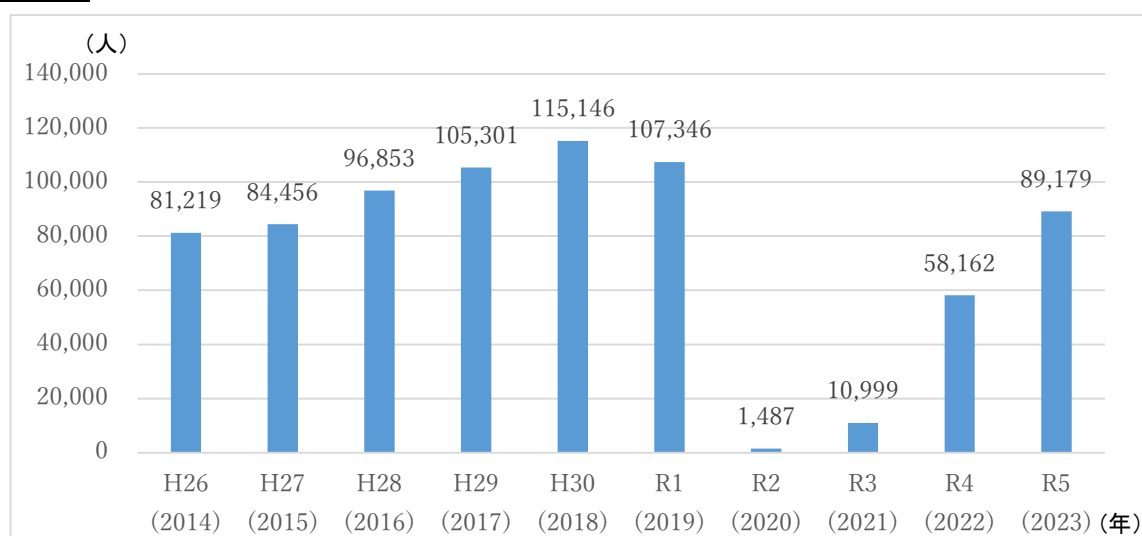
豊かな語学力、コミュニケーション力、チャレンジ精神や異文化を理解する力を持つ青少年の育成が求められます。

図表6 外国人住民数及び県の人口に占める割合 (栃木県)



資料：栃木県県民協働推進課「外国人住民数現況調査」

図表7 日本人の海外留学者数 (全国)



資料：(独)日本学生支援機構「日本人学生留学状況調査」

2 青少年の状況と課題

(1) 青少年自身の状況

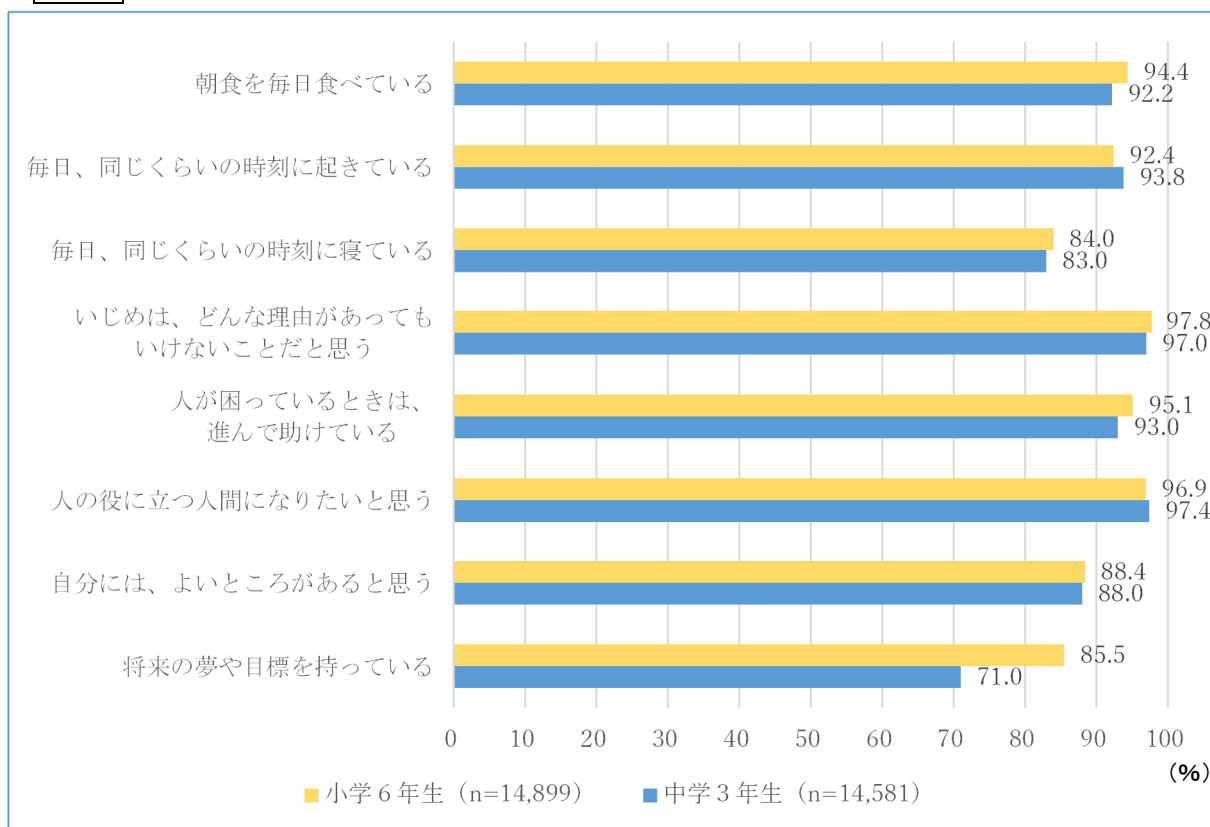
① 生活習慣、意識

多くの児童生徒は毎日朝食を食べているものの、約6～8%の児童生徒は毎日食べているといえない状況です。同じ時刻に起きる児童生徒は9割を超えるのに対して、寝る時間は一定でない児童生徒が2割近くいます。

また、ほとんどの児童生徒は、「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」と回答しており、約9割の児童生徒は、自分によいところがあると思っています。

健やかな成長の基礎となる基本的生活習慣の確立、そして、自尊感情や他者を思いやる心、規範意識を養うことが重要です。

図表8 生活習慣、意識（栃木県）



資料：文部科学省「令和7年度全国学力・学習状況調査」

「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」または「している」、「どちらかといえばしている」と答えた割合

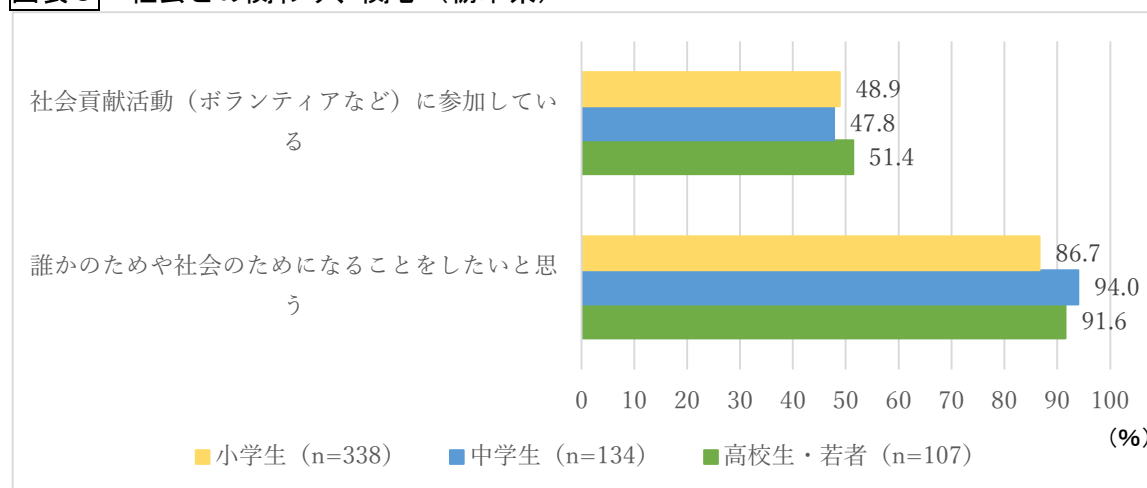
② 社会との関わり、関心

9割程度が誰かのためや社会のためになることをしたいと考えている一方で、実際に社会貢献活動(ボランティアなど)に参加している割合は5割程度にとどまっています。

青少年が社会的に自立するためには、社会参加の機会を創出し、自主性や協調性を育みながら社会の一員としての自覚を高めていくことが重要です。

また、地域社会の活力を持続するためには若者の力が不可欠であり、若者ならではの斬新な発想や取組を応援し、若者が活躍できる環境をつくることも重要です。

図表 9 社会との関わり、関心（栃木県）



資料：栃木県子ども政策課「令和6年度子どもモニターアンケート」
 社会貢献活動（ボランティアなど）に「いつも参加している」、「ときどき参加している」と答えた割合
 誰かのためや社会のためになることをしたいと「とても思う」、「少し思う」と答えた割合

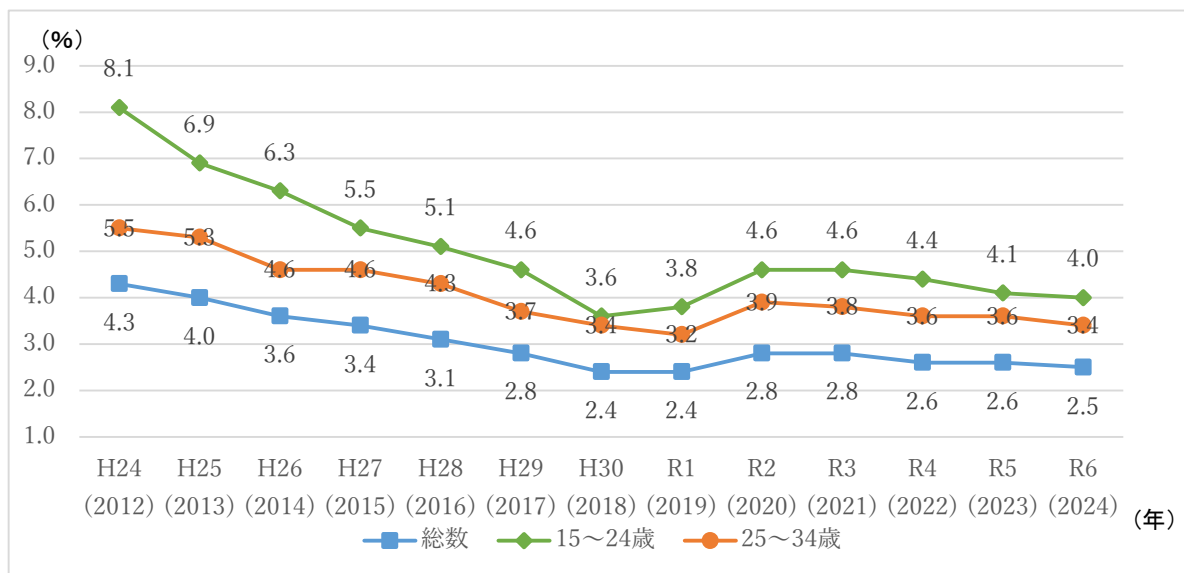
③ 雇用

平成 20(2008)年に発生したリーマンショック後に急激に悪化した雇用情勢は、改善傾向が続いてきました。平成 22(2010)年には 5.1%だった完全失業率は、令和 6(2024)年には 2.5%まで改善していますが、若年層の失業率は常に平均よりも高い状況が続いています。

非正規雇用者比率は、25～34 歳では 21.6%となっており、若年層は低下傾向にあります。多様な働き方へのニーズから、自ら希望するケースが増える一方、正社員として働くことを望みながらも機会がなく、やむを得ず非正規雇用で働く 25～34 歳の割合は、他の年齢層と比べ高い状況となっています。

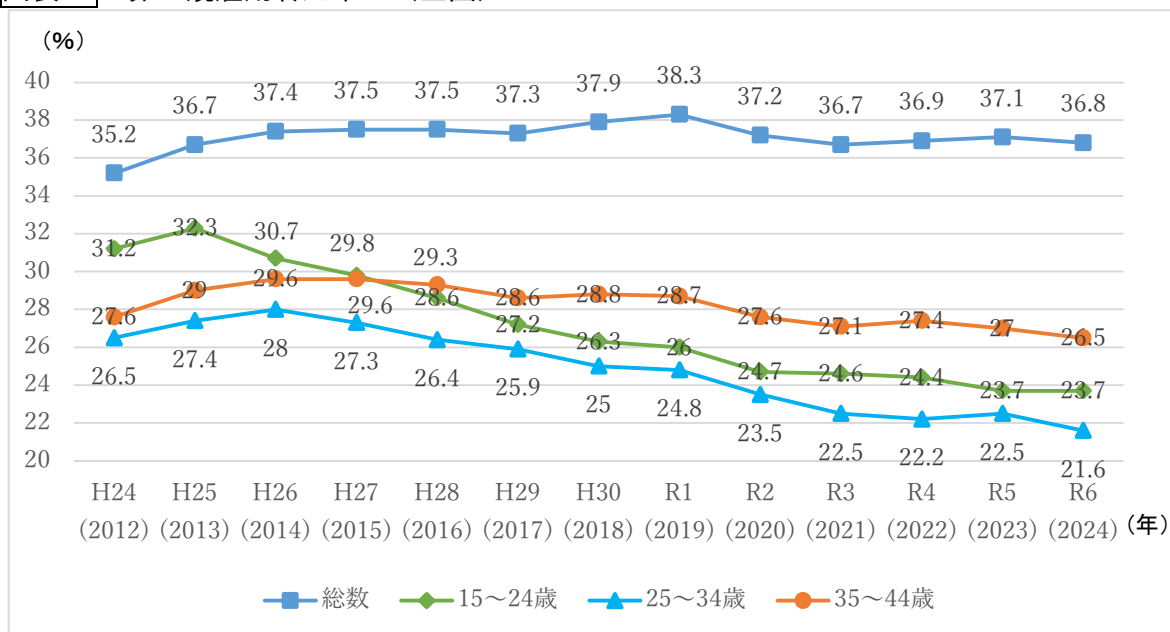
青少年が社会の一員として持てる力を十分に発揮できるよう、発達段階に応じたキャリア教育・職業教育を進めるとともに、職業訓練やインターンシップ、就職相談等の総合的な就労支援が求められます。

図表 10 若年層の失業率の推移 (全国)



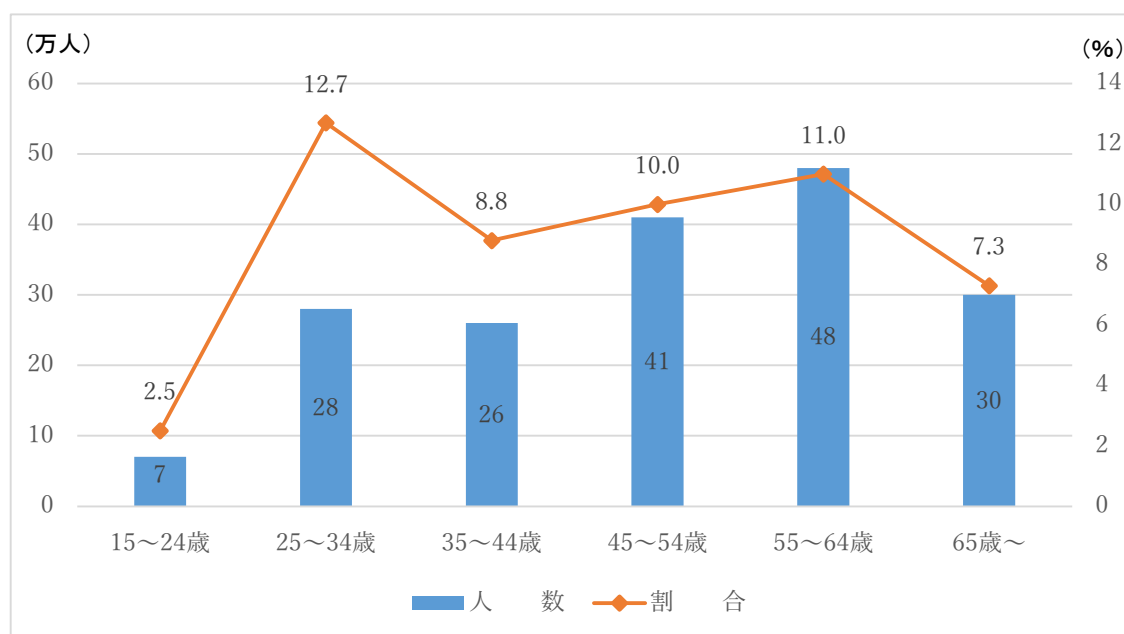
資料：総務省「労働力調査(基本集計)」

図表 11 非正規雇用者比率 (全国)



資料：総務省「労働力調査（詳細集計）」

図表 12 不本意非正規雇用の状況 (全国)



資料：総務省「労働力調査（詳細集計）」（2024 年平均）

(2) 困難を抱える青少年の状況

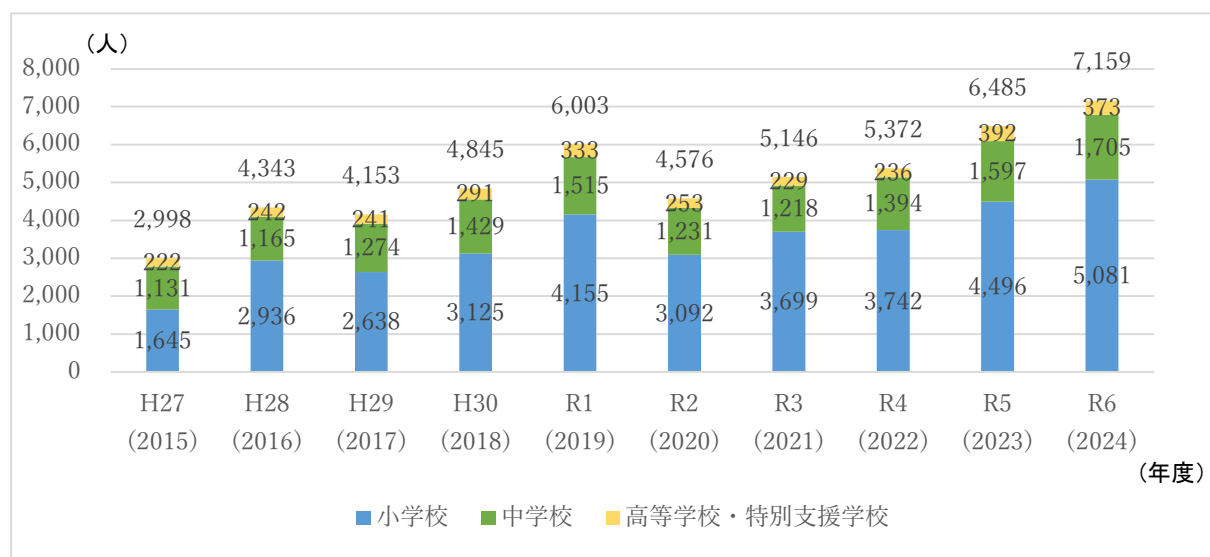
① いじめ・暴力行為

近年、本県のいじめの認知件数は増加傾向にあります。令和6(2024)年度は7,159件と、平成27(2015)年度に比べ2倍以上の件数となっています。これは、平成25(2013)年の「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、いじめを初期段階で積極的に認知することが学校現場に浸透したことが要因と考えられます。

併せて、暴力行為の発生状況についても、増加傾向にあります。

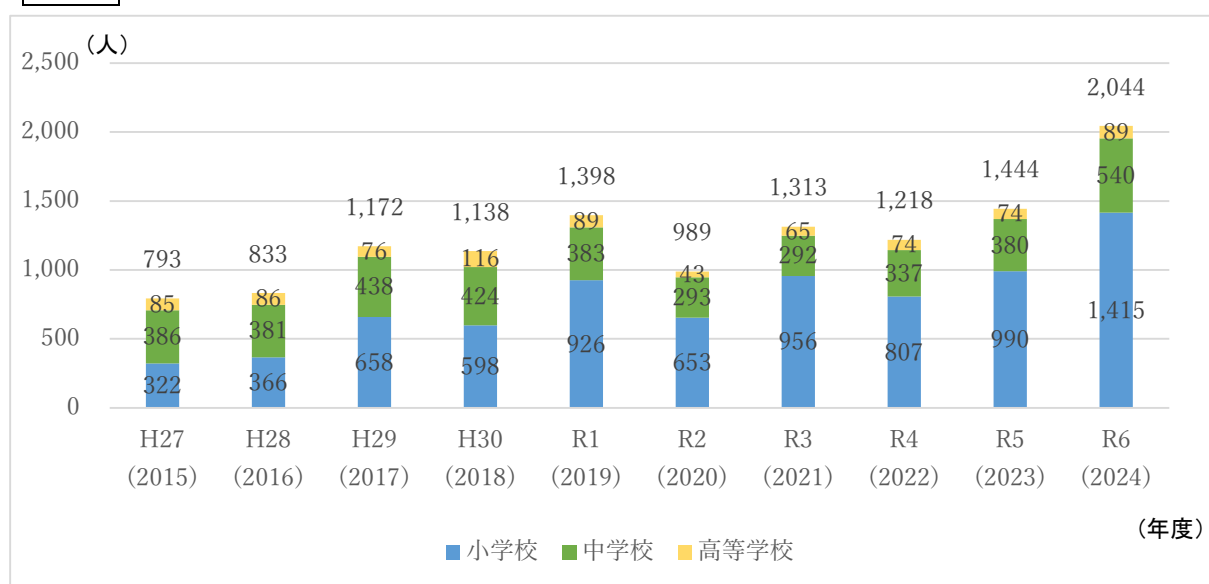
いじめの根絶のため、学校だけでなく、家庭や地域、関係機関が連携して、未然防止や早期発見、早期解決に取り組む必要があります。

図表 13 いじめの認知件数の推移 (栃木県)



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

図表 14 暴力行為の発生状況の推移 (栃木県)



※「暴力行為」…自校の児童生徒が、故意に有形力(目に見える物理的な力)を加える行為

資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

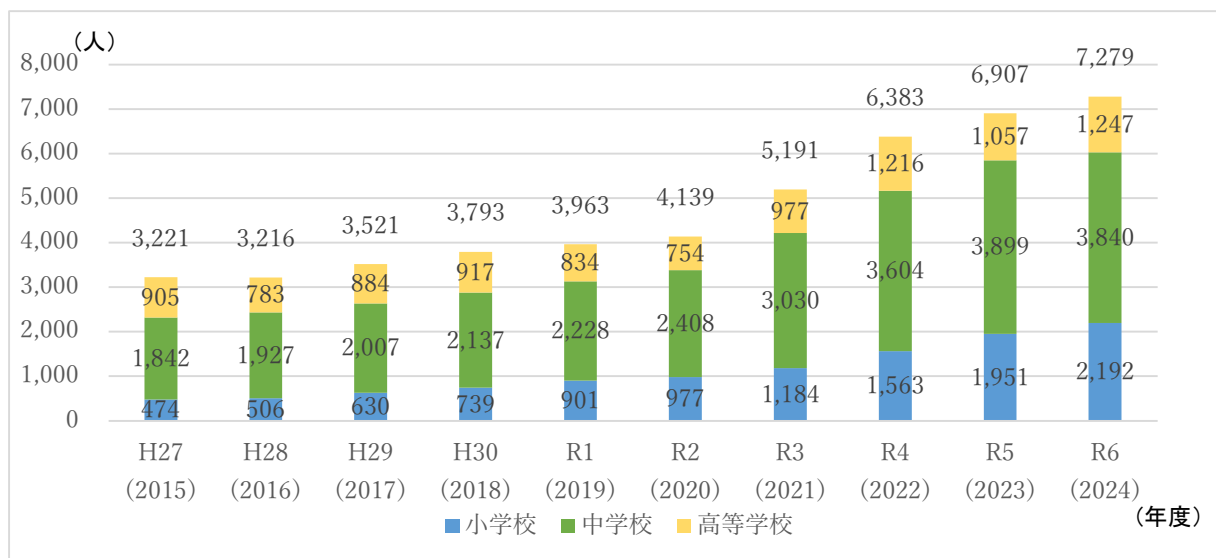
② 不登校、高校中退

本県の国公立小・中学校及び高等学校・特別支援学校における不登校児童生徒数は、令和6（2024）年度は7,279人であり、平成27（2015）年度に比べ2倍以上に増加しています。

高等学校における中途退学者数については、ここ数年は増加傾向にありましたが、令和6（2024）年度は678人と減少しました。

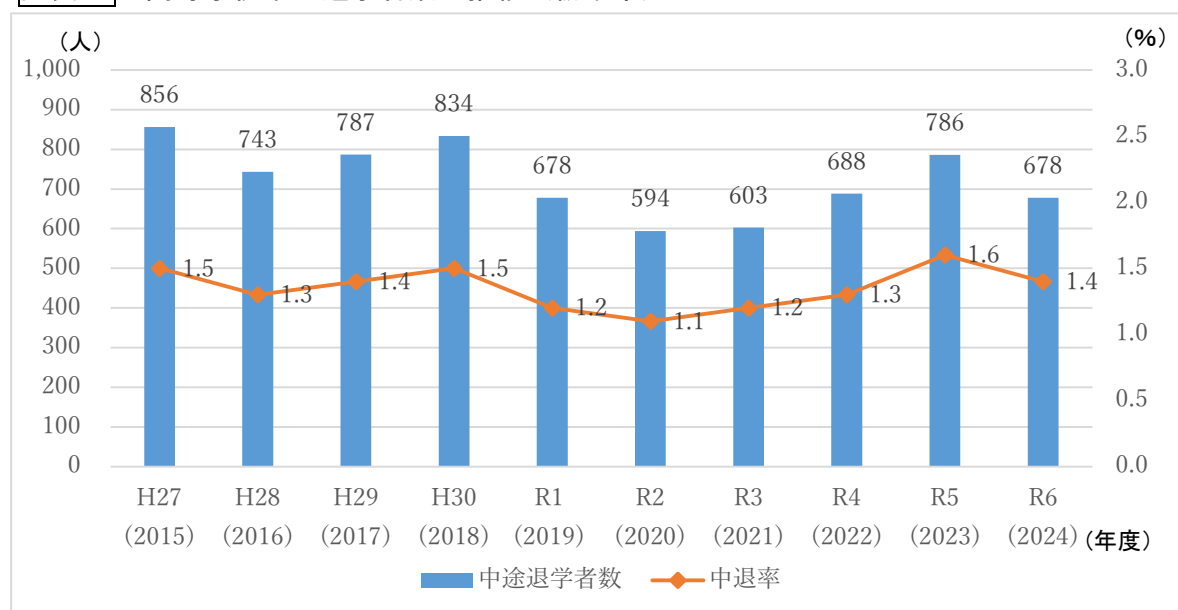
全ての児童・生徒が教育を受ける機会を確保できるよう、不登校の未然防止や早期発見、早期対応及び不登校児童生徒への支援に向けた取組が必要です。

図表 15 不登校児童生徒数の推移（栃木県）



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

図表 16 高等学校中途退学者数の推移（栃木県）



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動等・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

③ 若年無業者（ニート）、ひきこもり

令和4（2022）年の総務省「就業構造基本調査」によると、本県における若年無業者数は、10,100 人となっています。

ひきこもりに関して、令和4（2022）年度に内閣府が実施した調査によると、全国の15～39歳のひきこもりの割合は2.05%となっています。令和4（2022）年の本県の15歳～39歳の人口と合わせて算出した本県のひきこもり数は、おおむね9,300 人となります。

学校や地域、関係機関等が連携し、社会生活への適応、就労支援等、ライフステージに応じた切れ目のない継続的な支援が必要です。

図表 17 男女別の若年無業者数 （栃木県）

（単位：人）

区 分	男	女	合 計
非求職者	2,800	1,800	4,600
非就業希望者	3,500	2,000	5,500
合 計	6,300	3,800	10,100

※ここでの若年無業者（ニート）は、15～34 歳で家事も通学もしていない無業者のうち、以下の者をいいます。

- ① 就業を希望している者のうち求職活動をしていない者（非求職者）
- ② 就業を希望していない者（非就業希望者）

資料：総務省「令和4年就業構造基本調査」

図表 18 ひきこもり状態にある人の割合 （全国）

区 分	有効回収数に占める割合（％）	
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどに出かける	0.74	狭義のひきこもり
自室からは出るが、家からは出ない	0.3	
自室からほとんど出ない	0.06	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	0.95	準ひきこもり
計	2.05	広義のひきこもり

資料：内閣府「こども・若者の意識と生活に関する調査」（令和4年度）

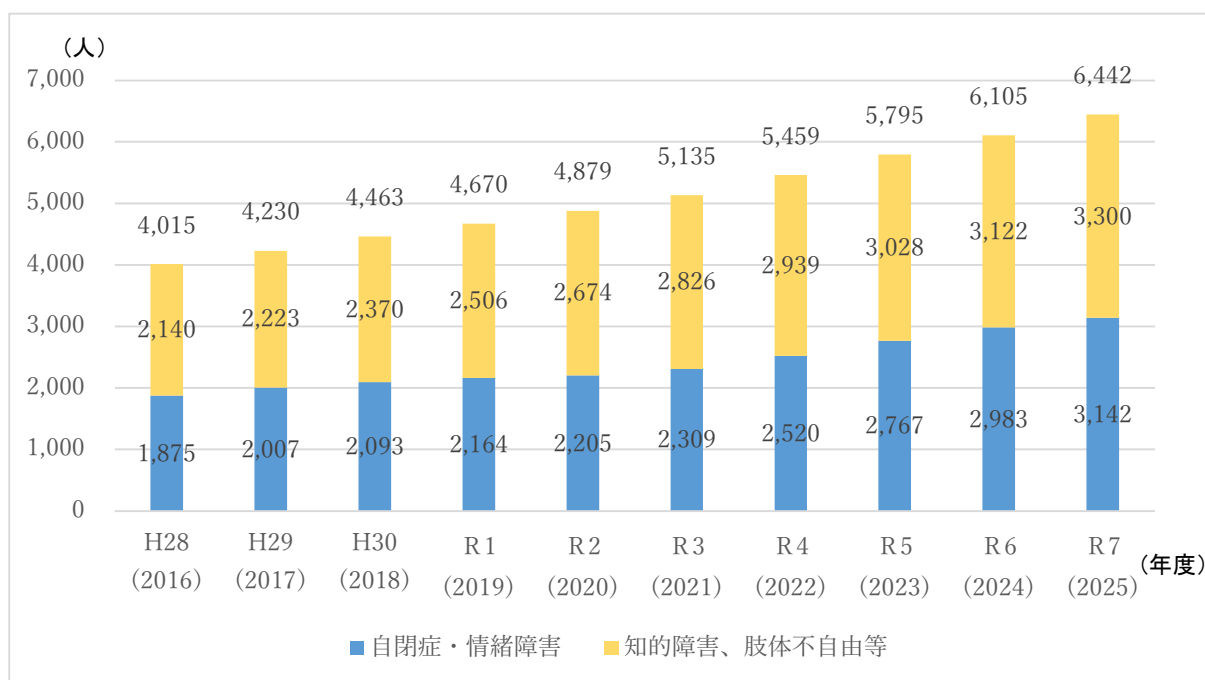
④ 障害のある子ども

本県の小・中学校に設置されている特別支援学級に在籍する児童生徒数は、令和 7 (2025) 年度 6,442 人で、平成 28 (2016) 年度に比べ 2,427 人増加しています。

このほかに、特別支援学校に在籍する児童生徒、小・中学校において通級による指導 (※注) を受けている児童生徒の人数も増加傾向にあります。

障害のある子どもが主体的に学び、自信を育みながら周囲の人々と相互に支え合う関係を築くことができるよう、きめ細かな指導・支援の充実や、家庭、教育及び福祉等の連携強化が必要です。

図表 19 特別支援学級に在籍する児童生徒数の推移（小・中学校）（栃木県）



資料：栃木県教育委員会「栃木の特別支援教育」

(※注) 通級による指導

・小・中・高等学校の通常の学級に在籍している障害のある児童生徒に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該児童生徒の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態のこと。

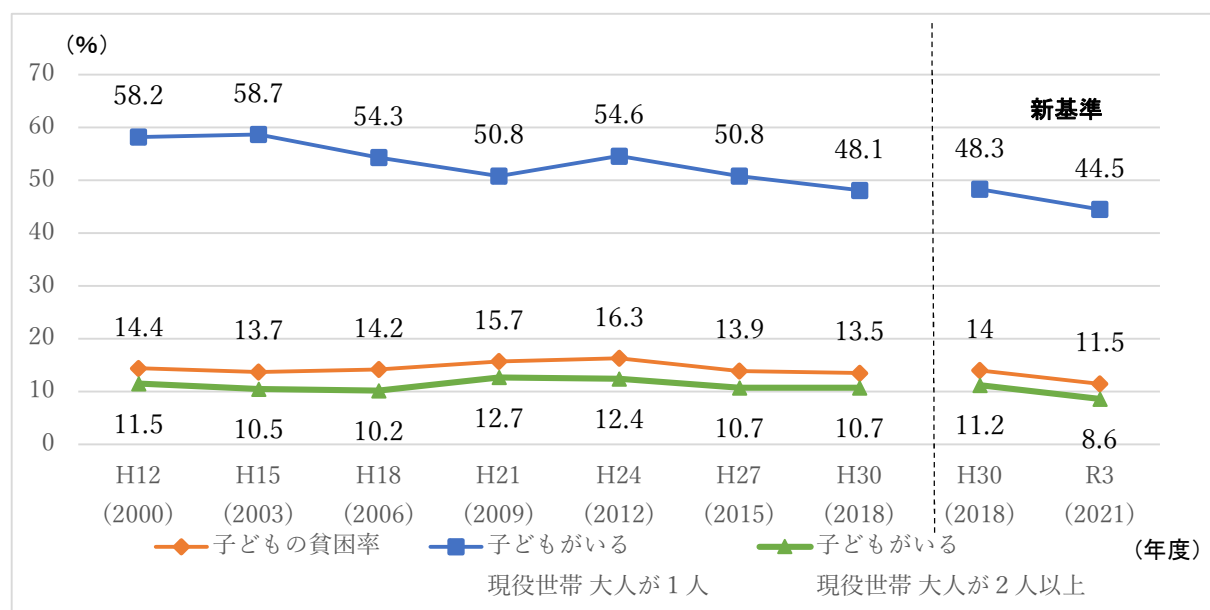
⑤ こどもの貧困

令和3(2021)年のこどもの貧困率は、11.5%となっています。平成30(2018)年より2.5ポイント低下したものの、依然9人に1人のこどもが貧困の状態にあります。

特に、こどもがいる現役世帯のうち、大人が1人の世帯の貧困率は44.5%となっており、大人が2人以上の世帯の貧困率8.6%を大きく上回っています。

こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、経済的支援、子育て支援、就労支援、教育など様々な視点からの対策が必要です。

図表 20 貧困率の年次推移（全国）



※「新基準」の数値は、平成28(2015)年に改定されたOECD所得基準の新たな基準で算定した数値。それ以外は当該改定前の旧基準に基づく数値。

※現役世帯…世帯主が18歳以上65歳未満の世帯

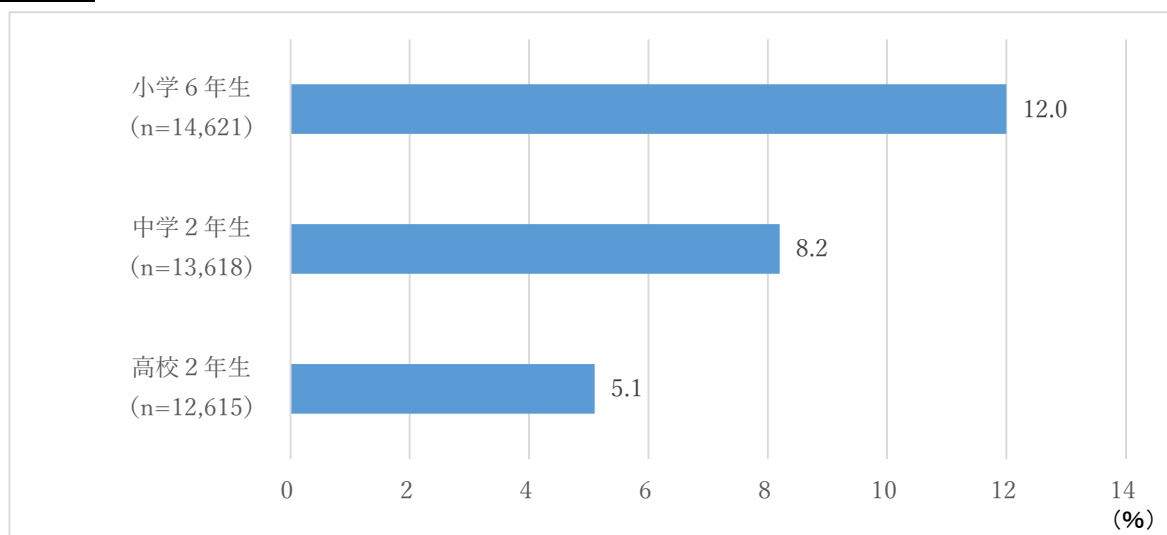
資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

⑥ ヤングケアラー

本県の「お世話をしている家族がいる」と回答した児童生徒の割合は、小学6年生が12.0%、中学2年生が8.2%、高校2年生が5.1%となっています。

関係機関等と連携し、ヤングケアラーを早期に把握し、必要な支援につなげることが必要です。

図表 21 お世話をしている家族の有無（栃木県）



資料：栃木県こども政策課「ヤングケアラー実態調査」（令和4年度）

「お世話をしている家族がいる」と回答した割合

⑦ 青少年の自殺

本県の令和6（2024）年における総自殺者数は303人であり、平成21（2009）年の630人をピークに減少傾向が続いています。しかしながら、15～19歳及び20～24歳では自殺者が死亡者数の半数以上を占めるなど、深刻な状況が続いています。

様々な悩みを抱える青少年の早期把握、見守り、相談体制の充実など、自殺防止対策を推進する必要があります。

図表 22 年齢別・死因別死亡者数（栃木県）

区分	単位：人							
	0～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40歳以上
悪性新生物＜腫瘍＞	2	1		4	5	5	14	5,966
その他の新生物＜腫瘍＞						1	2	227
循環器系の疾患				1	4	7	19	6,329
呼吸器系の疾患	1	1	1		1	1	1	3,065
消化器系の疾患			1		1	4	2	991
不慮の事故	1	1	3	4	3	4	5	601
自殺		4	13	14	14	15	18	225
その他	21	2	4	2	10	7	13	7,916
合計	25	9	22	25	38	44	74	25,320

資料：厚生労働省「人口動態統計」（令和6年）

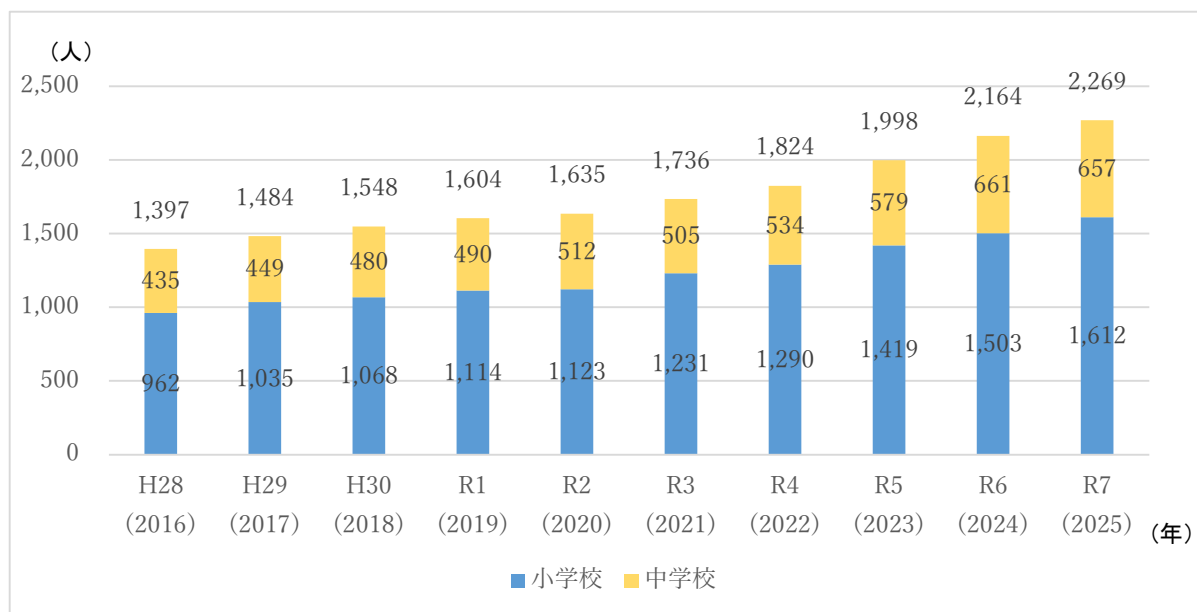
⑧ 外国人児童生徒等

本県の小・中学校に在学する外国人児童生徒数は、令和 7 (2025) 年は 2,269 人であり、平成 28 (2016) 年に比べ約 1.6 倍に増加しています。

また、日本語指導が必要な児童生徒数は、令和 5 (2023) 年には 1,037 人 (小学校 775 人、中学校 185 人、高等学校・特別支援学校 77 人) と、増加傾向にあります。

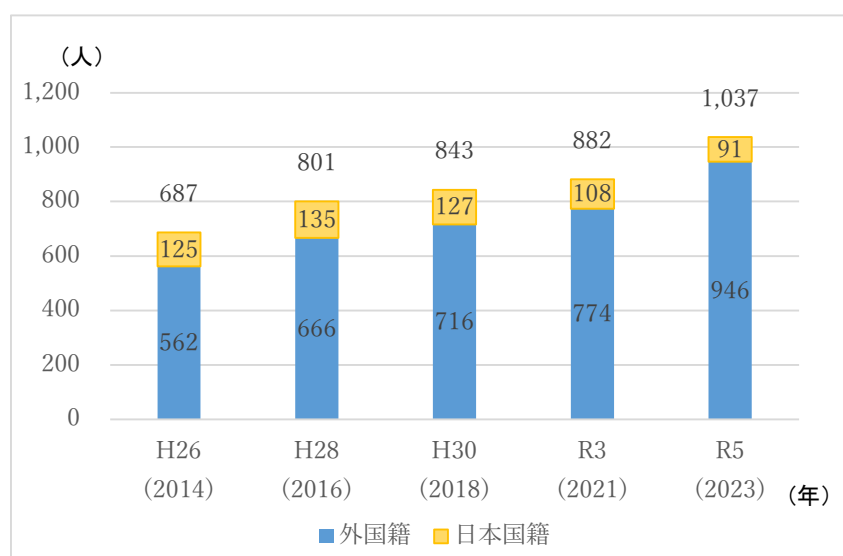
日本語指導が必要な児童生徒が生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばせるよう支援が必要です。

図表 23 小・中学校に在学する外国人児童生徒数 (栃木県)



資料：栃木県統計課「学校基本調査」

図表 24 日本語指導が必要な児童生徒数 (栃木県)



※この調査における「日本語指導が必要な児童生徒」とは、「日本語で日常会話が十分にできない児童生徒」、もしくは、「日常会話ができて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じている児童生徒」を指す。

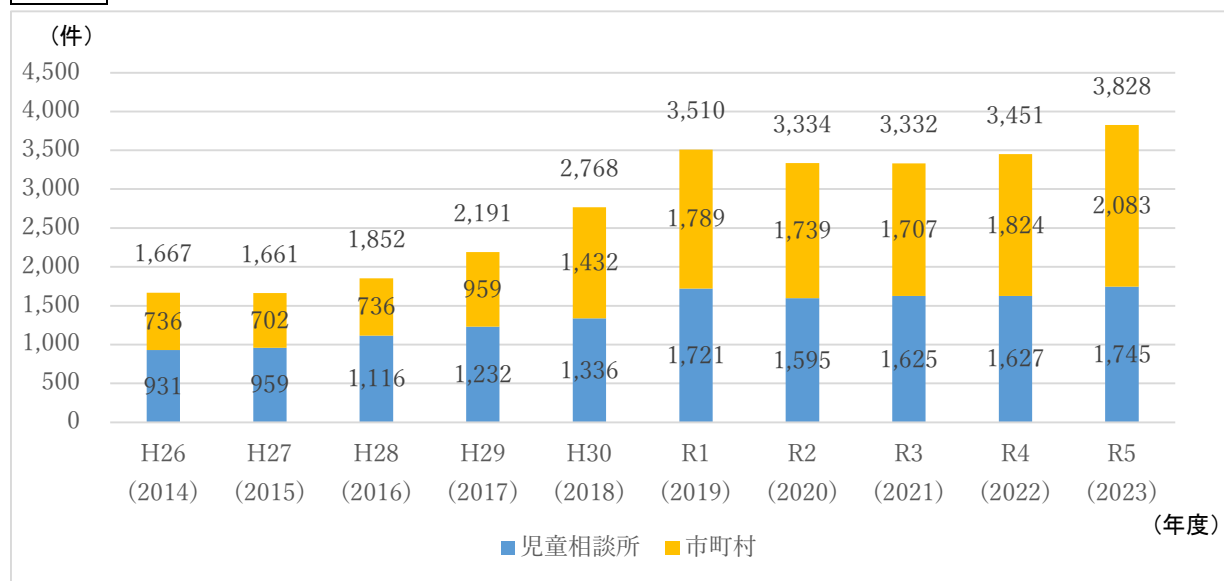
資料：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」

⑨ 児童虐待

県内の児童虐待相談対応件数は、令和 5（2023）年度 3,828 件で、過去最多を更新しています。県内の児童相談所における虐待相談の内容は、心理的虐待が 52.8%と最も多く、次いでネグレクト、身体的虐待となっています。

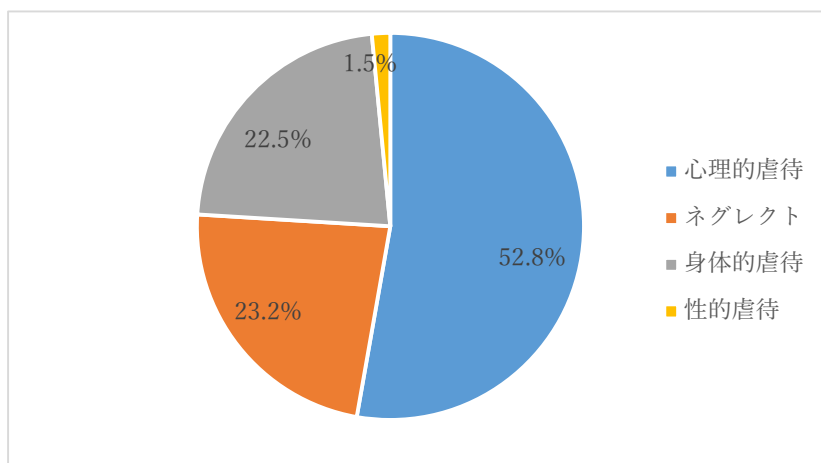
児童虐待は、青少年の健全な成長、発達を阻害し、心身に長期にわたり深刻な影響を与えるため、早期に発見することが重要であるとともに、相談に適切かつ迅速に対応すること、再発防止に向けた支援の強化が必要です。

図表 25 児童相談所及び市町村における児童虐待相談対応件数の推移（栃木県）



資料：厚生労働省「福祉行政報告例」

図表 26 児童相談所における児童虐待相談内容（令和 5 年度）（栃木県）



資料：厚生労働省「福祉行政報告例」

栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター
(ポラリス☆とちぎ) における相談支援状況

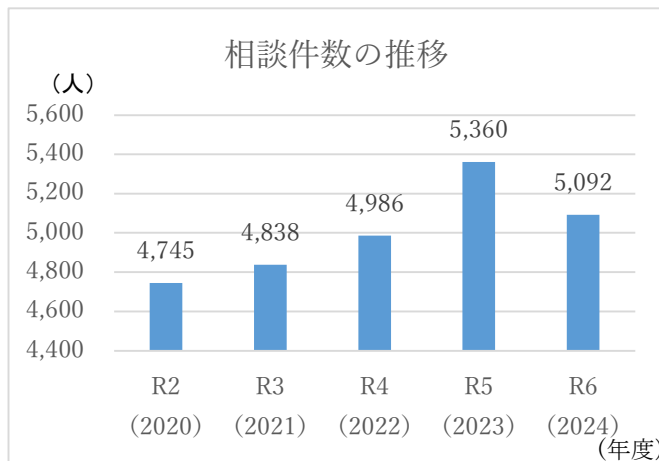
ひきこもりや不登校など、困難を抱えるこども・若者や家族等からの相談をワンストップで受ける「ポラリス☆とちぎ」では、電話、来所、アウトリーチ（訪問）、メール・FAX等により、相談支援を行っています。

令和6(2024)年度は、569人から5,092件の相談が寄せられました。

39歳以下の新規の当事者 175人のうち、ひきこもりに関する相談は58人、不登校が47人と、新規相談全体の半数を占めています。

R6 カテゴリー別新規当事者数

(～39歳)



ひきこもり	58
不登校	47
精神疾患（疑い含む）	14
就労	12
親子関係	10
就学	9
発達障害（疑い含む）	7
ニート	5
生活（生保等）	5
その他	8
計	175

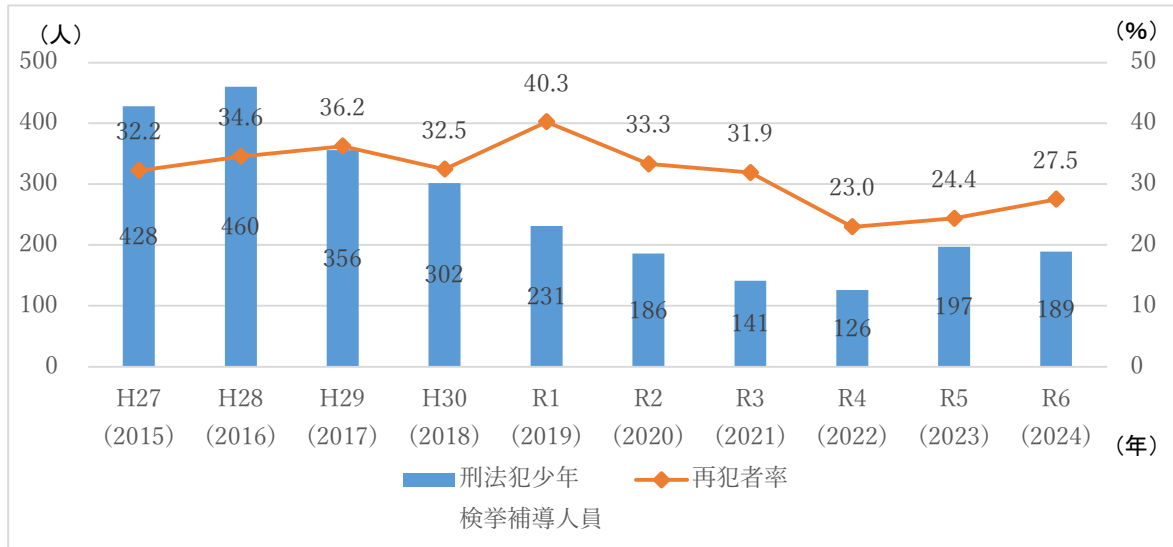
(3) 少年非行、犯罪被害の状況

① 非行少年

本県における刑法犯少年数は、令和 4 (2022) 年まで減少傾向で推移していましたが、令和 5 (2023) 年に上昇に転じ、令和 6 (2024) 年は微減しています。

刑法犯少年の再犯者率は、令和 6 (2024) 年は 27.5% となり 2 年連続で上昇しています。特別法犯検挙補導人員は、令和 6 (2024) 年は 19 人で過去 10 年間で最少となりました。問題行動の早期発見と未然防止、非行少年の立ち直り支援が必要です。

図表 27 刑法犯少年及び再犯者率の推移 (栃木県)



※刑法犯少年…刑法の罪を犯した少年で犯行時及び処理時の年齢がともに 14 歳以上 20 歳未満の少年をいう。
(交通関係法令違反を除く)

資料：栃木県警察本部「令和 6 年少年非行等の概況」

図表 28 特別法犯少年 (※ 1) の法令別検挙補導人員の推移 (栃木県)

区分		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
特別法犯 検挙補導人員	特別法犯	53	66	56	43	64	60	38	41	57	19
	軽犯罪法	33	37	19	11	13	17	9	5	13	4
	銃刀法		8	1	4	3	3	3	1	2	3
	覚醒剤取締法					4		3	1	3	1
	大麻取締法 ※ 2			1	1	7	6	5	5	12	1
	児童買春・児童ポルノ法	5	4	8	4	7	2	2	4	6	2
	迷惑防止条例	4	3	6	3	7	8	4	6	8	1
	健全育成条例	5	5	10	12	13	18	8	16	11	4
	その他	6	9	11	8	10	6	4	3	2	3

※ 1 特別法犯少年…刑法以外の法令 (条例を含む。) の罪を犯した少年で犯行時の年齢が 14 歳以上 20 歳未満の少年をいう。(交通関係法令違反を除く)

※ 2 大麻取締法…大麻は令和 6 年 12 月から「麻薬及び向精神薬取締法」における「麻薬」と位置づけられている。

資料：栃木県警察本部「令和 6 年少年非行等の概況」

② 犯罪被害少年

警察庁の資料によると、SNSに起因する犯罪の被害児童数は、令和6(2024)年は全国で1,486件にのぼります。そのうち、約4割は児童買春・児童ポルノ禁止法違反となっています。

なお、被害にあった児童の大多数はスマートフォンでアクセスしており、約9割はフィルタリング設定をしていない状況でした。

青少年が被害者だけでなく加害者になるケースも生じており、青少年が適切にインターネットを活用できるよう、情報モラル教育やネットリテラシー教育を推進するとともに、フィルタリングサービス等の普及促進を図ることが必要です。

図表 29 SNS に起因する事犯の被害児童数の推移 (全国)

(単位：人)

区 分		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
児 童 福 祉 法		27	28	31	13	12	15	6
青少年保護育成条例		749	844	738	665	583	534	345
児童買春・ 児童ポルノ 禁止法	児童買春	399	428	311	336	321	290	174
	児童ポルノ	545	671	597	657	658	592	414
	小計	944	1,099	908	993	979	882	588
重要犯罪等	殺人	3	1	2	2	3	1	1
	強盗	2	0	1	2	0	0	1
	不同意性交等	32	49	45	34	49	96	287
	略取誘拐	42	46	75	86	80	95	66
	不同意わいせつ	12	15	19	17	26	33	102
	逮捕監禁	－	0	0	0	0	0	1
	小計	91	111	142	141	158	225	458
面 会 要 求 等		－	－	－	－	－	6	49
性的姿態撮影等処罰法		－	－	－	－	－	3	40
総 数		1,811	2,082	1,819	1,812	1,732	1,665	1,486

※SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯

不同意わいせつ及び不同意性交等は、令和5年7月12日以前は強制わいせつ及び強制性交等であり、単純に令和5年以前とその人数を比較できない。

資料：警察庁「少年非行及び子供の性被害の状況」

図表 30 SNS に起因する事犯の被害児童のアクセス手段の推移 (全国)

(単位：人)

区 分	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
被害児童数	1,811	2,082	1,819	1,812	1,732	1,664	1,486
携帯電話	1,632	1,867	—	—	—	—	—
スマートフォン	1,621	1,845	1,701	1,722	1,657	1,619	1,449
パソコン	13	9	—	—	—	—	—
ゲーム機	10	8	—	—	—	—	—
その他	154	196	—	—	—	—	—
スマートフォン以外	—	—	115	84	74	46	37
不明	2	2	3	6	1	0	0

※令和元年までは、携帯電話(スマートフォンを含む。)、パソコン、ゲーム機、その他、不明で分類し、令和2年からはスマートフォン、スマートフォン以外、不明で分類

資料：警察庁「少年非行及び子供の性被害の状況」

図表 31 SNS に起因する事犯の被害児童のフィルタリング利用状況の推移 (全国)

(単位：人)

区 分	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
利 用 あ り	187	232	167	144	117	102	81
利 用 な し	1,372	1,490	984	1,025	864	860	720
合 計	1,559	1,722	1,151	1,169	981	962	801

※SNS に起因する事犯の被害児童のうち、フィルタリングの利用の有無が判明した被害児童の内訳

資料：警察庁「少年非行及び子供の性被害の状況」

第3章 施策の方向性

1 施策の柱

基本目標「心豊かでたくましいとちぎの青少年の育成」の実現に向け、次の3つの施策の柱のもとに青少年の健全育成に取り組んでいきます。

<基本目標>

心豊かでたくましいとちぎの青少年の育成



施策の柱Ⅰ すべての青少年の健全な育成と自立の促進

青少年の自己形成を支援するとともに、豊かな心と健やかな体を育み、社会の一員として自立する力を身につけられるよう支援します。

そして、青少年が郷土愛を持ちながら、様々な分野で活躍できる環境づくりを推進します。

施策の柱Ⅱ 困難を抱える青少年やその家族への支援の充実

社会生活を営む上で困難を抱える青少年が、困難な状況にあっても希望を持って生活し、乗り越えていくことができるよう、きめ細かな支援を行います。

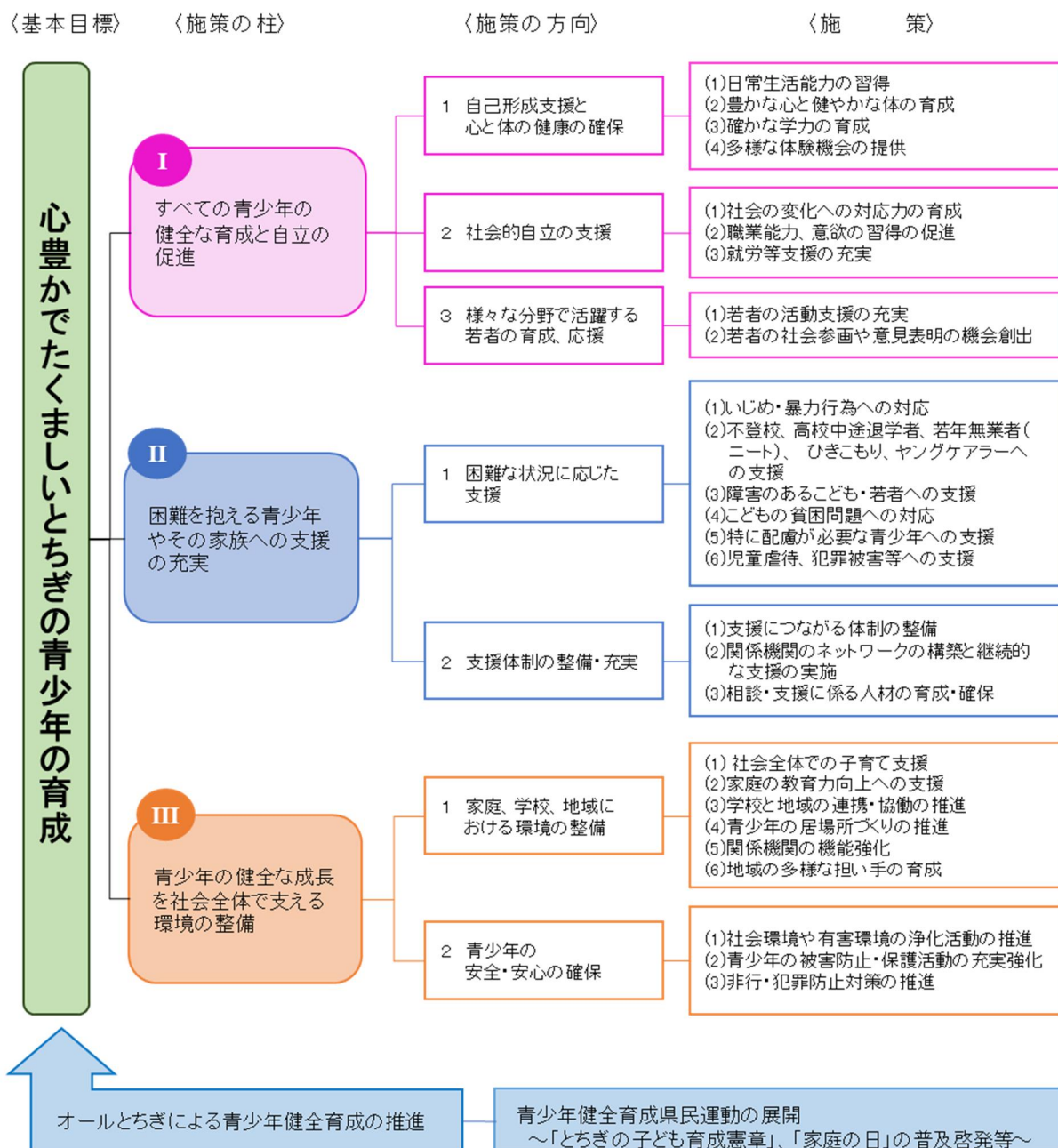
複合的な問題を抱える青少年に対し、関係機関のネットワークを強化し、重層的な支援を行います。

施策の柱Ⅲ 青少年の健全な成長を社会全体で支える環境の整備

家庭、学校、職場、地域、行政等が相互に連携・協力しながら、社会全体で青少年の成長を見守り育む環境づくりを進めます。

インターネットに起因する被害や青少年が巻き込まれる犯罪や事故などが起きないよう、青少年が安全・安心に生活できる環境づくりを進めます。

2 施策の体系



第4章 施策の推進

1 施策の展開

施策の柱 I

すべての青少年の健全な育成と自立の促進

施策の方向 1

自己形成支援と心と体の健康の確保

主な施策

(1) 日常生活能力の習得

- 基本的生活習慣の形成
 - ・ 「早寝早起き朝ごはん」運動や食育指導等、小中高生や保護者等への普及啓発や、家庭をはじめ学校や地域の連携・協力による効果的な取組により、青少年の基本的な生活習慣づくりを推進します。
- コミュニケーション能力の育成
 - ・ 授業や様々な活動において、多様な他者と対話する場面を位置付けるなどの取組を推進することを通して、児童生徒のコミュニケーション能力等を育成します。
- 規範意識の醸成
 - ・ 各学校において、集団や社会の一員としての自覚や責任ある態度・規範意識等を醸成するため、発達の段階に応じた児童・生徒指導を全校体制で推進します。
 - ・ 学校教育活動及び社会教育活動を通して、人としてより良く生きるための基盤となる道徳性を育みます。

(2) 豊かな心と健やかな体の育成

- 人権教育・人権啓発の推進
 - ・ あらゆる場を通じて、豊かな人間性を育み、人権意識を高める人権教育及び人権啓発を推進します。
- 自己肯定感の涵養
 - ・ 家庭や学校、地域等において、青少年一人一人の個性を尊重し、誰もが長所を伸ばせるよう、お互いを認め合う環境づくりを推進します。
 - ・ 自然体験、文化・スポーツ活動などの多様な体験活動を通し、達成感や自己有用感を実感しお互いを認め合う経験を積み、青少年が自己肯定感を高められるよう支援します。
- ふるさとへの誇りや郷土愛の醸成
 - ・ 各学校において県内の様々な教育資源を活用し、ふるさとを学ぶ機会の充実を図る

とともに、「とちぎふるさと学習」の資料集やホームページを活用するなどして、ふるさとへの理解を深め、ふるさとを愛する心を育みます。

- ・ 博物館において、展示や参加型の体験学習、観察会など多様な事業を実施し、郷土の歴史、文化、自然に関する知識、理解を深め、郷土に対する誇りと愛着を育みます。

○ 男女共同参画意識の醸成

- ・ 家庭や地域、職場など、あらゆる場における男女共同参画を推進するため、固定的な性別役割分担意識や性別によるアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消等を目的とした研修や情報提供を行います。
- ・ 学校の教育活動全体を通じて、児童や生徒が男女の固定的なイメージや役割分担意識を持つことがないように、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性などについての教育を行います。

○ 食育の推進

- ・ ボランティア等と連携した食育に関する知識や技術の普及啓発や、こどもとその保護者を対象とした出前講座を開催するなど、積極的に食育を推進します。
- ・ 学校では、給食の時間や各教科、特別活動の時間等、学校の教育活動全体を通じて食育を推進し、児童生徒が食に関する正しい知識を身に付け、家庭において望ましい食生活を継続的に実践できる力を育みます。

○ 体力の向上の支援

- ・ 学校における体育的活動や、地域におけるスポーツ・外遊び・自然体験活動等により、児童生徒が運動に親しみをもち、楽しみながら体力が向上できるよう支援します。

○ 健康教育の充実

- ・ 学校・地域・職域において、適切な運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を実践することができるよう、生活習慣改善の取組や生活習慣病予防の啓発を推進します。
- ・ 各教科等を通じて、自他の生命を尊重することや生命倫理の課題について考えさせるなど、発達の段階に応じた教育を推進します。
- ・ 思春期の悩みや不安、性の悩みや体のこと、精神の不安定からくる諸問題等について、相談内容に応じて関係機関と連携しながら、様々な分野に対応できる相談体制の充実を図ります。
- ・ 将来の妊娠・出産を含めたライフデザインを考えながら健康管理（プレコンセプションケア）に取り組めるよう、大学生や社会人等の若者に対する支援体制の充実を図ります。

(3) 確かな学力の育成

- ・ 小中学校において、C B T（コンピューター・ベースド・テスト）を活用した学力向上プログラムにより、児童生徒の学習状況の的確な把握に基づく「教師による授業改善」と、自らの学びを調整する「児童生徒による学習改善」の一体的な充実を図ることで、児童生徒一人一人の資質・能力を育成します。
- ・ 高等学校において、社会課題の解決に向けて質の高い探究学習を推進し、課題解決能力の育成を図ります。

(4) 多様な体験機会の提供

○ 読書活動の推進

- ・ 家族や身近な人と本を読みコミュニケーションを図る「家読（うちどく）」をはじめ、全てのこどもがあらゆる機会や場所で、自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭、地域、学校が連携し、社会全体で読書推進に取り組むための環境を整備します。
- ・ 高校生の中から読書活動推進リーダー「読書コンシェルジュ」を育成し、読書交流会を開催するなど、こども同士が本をすすめる取組を一層促進し、こどもの読書への関心を高めます。

○ 文化芸術体験・スポーツ体験機会の充実

- ・ 様々な機会を捉えて、演劇やクラシック音楽、美術作品、伝統芸能等の優れた文化芸術を学ぶ機会の充実を図り、こどもたちの豊かな感性や創造性を育みます。
- ・ ライフステージに応じて、主体的にスポーツに親しむことのできる総合型地域スポーツクラブを支援し、地域でのスポーツ活動機会の充実を図ります。

○ 自然体験・農林業体験活動等の推進

- ・ 自然観察会、森林・林業体験、エコツアーリズム等の自然とふれあう機会や自然保護活動への参加呼びかけなど、活動機会の充実を図ります。
- ・ 青少年教育施設の特徴を生かした学習プログラムを提供するなど、自然体験をはじめとした体験活動の充実に努め、生きる力を育みます。
- ・ 食と農の体験活動を通し、食に関する正しい知識や農業のおもしろさ、達成感等を味わうことで、調和のとれた成長と、豊かな心を育みます。
- ・ 命の尊さを学ぶことができるよう、栃木県動物愛護指導センターにおいて、動物ふれあい教室を実施します。

主 な 施 策

(1) 社会の変化への対応力の育成

○ 学校教育の情報化の推進

- ・ AIなどの先端技術を含むICTを適切かつ効果的に活用して、問題を主体的に発見・解決したり、自分の考えを形成したりする「情報活用能力」を育む学習活動を充実させるとともに、デジタル・シティズンシップ^(※)の視点を取り入れ、情報社会における責任ある行動や判断力を育む教育を推進します。
- ・ 児童生徒の発達の段階に応じて、ICTを活用した授業づくりを促進し、これからの時代に対応した学びを推進します。

○ 消費者教育の推進

- ・ 成年年齢引下げによる若年者への消費者被害の拡大を防止するため、小・中・高等学校及び特別支援学校において、児童及び生徒の発達の段階に応じた方法で消費者教育や金融経済教育を推進するとともに、大学や専門学校等においても、弁護士等専門家を活用した講演などを実施します。
- ・ 社会人等に対しても、公民館や事業所等において講座などを実施し、消費者教育や金融経済教育の機会を提供します。

○ 防災教育の推進

- ・ 様々な災害や場面を想定した実践的な避難訓練を行うなど、児童生徒自らが主体的に行動する態度や能力を育成する防災教育の実践に努めます。

○ 環境学習・環境教育の推進

- ・ 地域で自主的に環境学習や環境保全活動を行う団体の支援を行うとともに、環境保全活動に関する各種コンクールを行い、環境意識の高揚を図ります。
- ・ 豊かな感性と創造力を育てるための木工工作コンクールを開催するなど、木の良さや木を使うこと、森林の大切さに対する理解を深めます。
- ・ 県気候変動適応センターによる出前授業や地域活動の支援等を通じて、気候変動時代を生きる小中高生や若者が自分のこととして気候変動対策に取り組むことを促進します。

○ SDG s の達成に向けた教育の推進

- ・ 児童生徒の発達の段階に応じて、SDG s^(※)の達成に向けた課題を自らの問題として捉え、持続可能な社会の創り手として主体的に課題解決に取り組む学習活動を推進します。

(※) デジタル・シティズンシップ

・ デジタル技術の利用を通じて、社会に積極的に関与し、参加する能力

(※) SDG s

・ 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略。2015 年国連総会で採択され、2030 年までの達成を目標にしている。持続可能な世界を実現するための 17 のゴールから構成されており、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓っている。

(2) 職業能力、意欲の習得の促進

○ キャリア教育・職業教育の充実

- ・ 小・中・高等学校・特別支援学校において、企業等と連携した職場体験やインターンシップ等を通じて多様な働き方や生き方を選択するための知識や考え方を学び、発達の段階に応じた体系的な勤労観・職業観の形成を推進します。
- ・ 様々な分野における体験学習活動等の充実を図り、こどもが自らの生き方を考え、主体的に進路を選択できるよう、キャリア教育・職業教育の充実を図ります。

○ 労働者の権利・義務に関する教育の推進

- ・ 高等学校、短期大学等の卒業予定者に対し、ワークルール等に関する情報提供などを行い、労働教育を推進します。

○ 職業能力開発の推進

- ・ 技能の素晴らしさや優れた技能者のものづくりに対する姿勢を学び、将来の職業選択の一助とするため、学生や指導者を対象として、産業技術専門校による出前授業やとちぎマイスター^(※)を活用したセミナー等を実施します。
- ・ 仕事に必要な資格等を取得するため、県央産業技術専門校において、学卒者等向けの職業訓練を実施します。
- ・ 優れた技術・技能を身につけ、自らが望む仕事に就き、活躍できるよう、専門学校等の人材育成機関への進学から就職までを一貫して支援します。

(3) 就労等支援の充実

○ 職業的自立支援

- ・ とちぎジョブモールにおいて、就職活動に向けての様々な相談から、個々の能力や特性を踏まえたキャリアカウンセリング、職場定着までをワンストップで支援します。
- ・ 就職支援サイトにより、就職活動に役立つセミナーやイベント案内、県内の企業情報・求人情報等を発信し、就労等を支援します。
- ・ 大学生等を対象に合同説明会やインターンシップフェア等の開催により県内企業の理解を進め、雇用のミスマッチの解消や就職の促進を図ります。
- ・ 県内の障害者施設でつくられたセルプ商品の展示販売のほか、障害者施設のPR映像や働く障害者を応援する催しなどにより、障害者の適性と能力に応じた就労機会等の確保に努めます。

○ U I J ターンの就職支援

- ・ 首都圏の就職促進協定締結校との連携により、県内企業情報の発信を行うとともに、都内での就職ガイダンス等を実施し、本県へのU I J ターン就職の促進を図ります。
- ・ 東京都内に相談窓口を設置し、就労や暮らしに関する相談事業を実施します。
- ・ 東京圏の学生に対し、就職活動における交通費及び引越費用の一部を補助する地方就職支援金を交付することで、県内へのU I J ターン就職を促進します。

(※) とちぎマイスター

・ 本県の優れた技能者の中から、企業または団体もしくは市町の長が推薦し、栃木県マイスター選考委員会において選考され、知事が「とちぎマイスター」として認定した者。認定者の活動を通じて技能水準の向上や人材の確保・育成を図り、ものづくりの振興に資することを目的としている。

○ ライフデザイン構築支援

- ・ 多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とした上で、学校、市町、企業と連携し、学生や新社会人等の若者に対して、結婚年齢に関するデータなど、将来の選択に関する知識を伝えるとともに、自らのライフデザインについて考える機会を、積極的に提供します。
- ・ 結婚を前向きにとらえ、結婚の希望をかなえるために自ら行動を起こすことができるよう、結婚や子育てなども含めたライフデザインを考えるための情報発信を積極的に行います。

主な施策

(1) 若者の活動支援の充実

○ **文化芸術活動・スポーツ活動の支援**

- ・ とちぎの文化芸術の次代を担う若手芸術家の育成を図るため、各種コンクール等の開催により、日頃の文化芸術活動の成果を発表し、競い合い、技能をより一層高める場の充実を図ります。
- ・ 栃木県文化振興基金を活用した文化団体等への助成事業により、伝統文化の継承や担い手育成に関する活動のほか、若手芸術家の活動を支援します。
- ・ 運動能力の優れた児童・生徒を発掘・育成し、競技団体の育成・強化体制へつなげるなど、トップアスリートの育成を推進します。

○ **創業の支援**

- ・ 創業を希望する若者等を対象に、創業の準備段階から創業後の初期段階までの各ステージに対応した支援を実施します。
- ・ 起業家マインドの醸成を図るアントレプレナーシップ教育を実施するとともに、スタートアップ企業等の創出・育成を支援します。

○ **グローバル社会で活躍する青少年の育成**

- ・ 語学力・コミュニケーション能力を高め、国籍や文化の異なる人々と共に生きていく力を育成できるよう、英語教育や国際理解教育を充実させます。
- ・ 高校生の海外留学支援により、異文化理解やグローバルな視点を育てる教育を推進するとともに、大学生等の海外留学、インターンシップを支援し、国際的に活躍できる人材を育成します。
- ・ 幅広い視野を持った世界で活躍できる人材を育成するため、国際理解に関する講座を開催するなど、国際感覚の醸成を図ります。
- ・ 国際交流・国際協力の活動に関する様々な情報提供や、国際交流員、青年海外協力隊経験者による国際理解講座等を実施します。
- ・ 県民一人ひとりが主体となって国際交流を推進するため、友好交流先等との交流活動を推進するとともに、交流を推進する人材を養成します。
- ・ JICAやIYEO（栃木県青年国際交流機構）と連携し、青年海外協力隊事業、青年国際交流事業への青少年の参加促進に努めます。

○ **若者による地域づくりの促進**

- ・ まちづくりや地域振興などの様々な地域の課題に対し、次代を担う若者の意見や発想を積極的に取り入れられるよう、実践活動を支援します。
- ・ 青少年の社会貢献活動への参加促進や担い手育成のため、情報交換や交流を促進するイベントを開催します。
- ・ 高校生や大学生が地域の課題解決等に取り組む活動を支援し、地域を支える人材の育成を図ります。

- ・ 地域の課題解決の方法を提案・実践するなど、学校での学習内容と実社会における様々な課題とを関連させた学習の充実を図り、将来、地域に貢献できる力を育成します。
- ・ 地域の防災活動に積極的に参加する学生の活動を支援するなど、地域防災を支える若者を育成します。

○ リーダー育成の推進

- ・ 次代を担う青少年リーダーを育成するため、各種研修事業や育成団体への支援を実施します。
- ・ 青少年教育関係団体との連携を図りながら、ボランティア活動等の社会貢献活動に関する研修を通して、地域活動のリーダーとして積極的に地域づくりに参画し、より良い社会を構築する次代を担う若者を育成します
- ・ 青少年ならではの発想を事業化する活動を支援し、チャレンジ精神を持った青少年リーダーを育成、応援するとともに、活動グループのつながりづくりも進めます。

(2) 若者の社会参画や意見表明の機会創出

○ 社会づくりへの参画促進

- ・ 政治や社会などに係る諸課題に関心を持ち探究することを通して、政治に参加することの意義や社会保障、納税など公共的な事項についての理解を深めます。
- ・ 学級や学校の生活上の課題を見つけ、課題を解決するために話し合い、多様な意見のよさを生かして合意形成を図ることを通して、児童生徒の主体的な社会参画へとつながる主権者意識を醸成します。

○ 社会貢献意識の醸成

- ・ 体験活動やボランティア活動等への参加を促進し、青少年の社会貢献意識を育成します。
- ・ 社会貢献活動に対する理解や関心を深め参加の契機となるよう、中学生等を対象に、社会貢献活動を実践している方による出前講座を行います。

○ 意見発表の機会創出

- ・ 若者としての誇りと自主性を育て、社会の一員としての自覚を深める機会を設けるとともに、青少年の健全育成に対する大人の理解を深めるため、中学生による少年の主張発表大会などを実施します。
- ・ 県政に対する意見を述べる場として、高校生版、大学生版、青年版の「とちぎ元気フォーラム」の開催や、小学生を対象にした「ジュニア知事さん」などの広聴事業を実施します。
- ・ 若者の意見やアイデアを県の施策に反映させるため、意見表明の機会の確保に努めます。

施策の柱 Ⅱ 困難を抱える青少年やその家族への支援の充実

施策の方向 1 困難な状況に応じた支援

主な施策

(1) いじめ・暴力行為への対応

- ・ いじめの未然防止や早期発見・早期対応に向け、学校・家庭・地域・関係機関が連携して取り組むとともに、こどもたちの悩みや不安を受け止めて相談に当たる体制整備に努めます。
- ・ いじめや暴力行為の被害者に対する心のケアやきめ細かなフォローを行うとともに、加害者に対する指導による再発防止や立ち直りを支援します。
- ・ 栃木県いじめ問題対策連絡協議会を通して、関係機関及び関係団体との連携・調整等を図り、社会全体でいじめを許さない環境づくりを推進します。
- ・ いじめによる児童生徒の生命・身体の安全をおびやかす重大事態に対し、弁護士や精神科医など外部専門家による栃木県いじめ問題対策委員会を活用し、適切に対応します。

(2) 不登校、高校中途退学者、若年無業者（ニート）、ひきこもり、ヤングケアラーへの支援

○ 不登校の児童生徒への支援

- ・ 「栃木県不登校総合対策の方向性」を踏まえ、不登校の未然防止や早期発見・早期対応及び不登校児童生徒の支援に向け、専門機関と連携しながら総合的な取組を推進します。
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用し、不安や悩みを抱える児童生徒や保護者への相談・支援体制を充実します。

○ 高校中途退学者への支援

- ・ 本人の適性にあった進路選択ができるよう、相談支援につなげる取組を進めるとともに、若者サポートステーション等において、就労に向けた相談や支援を行います。
- ・ 支援金の支給などにより、学び直しの機会の充実を図ります。

○ 若年無業者（ニート）への支援

- ・ とちぎジョブモールや若者サポートステーションの関係機関が情報交換を行うネットワーク会議を開催するとともに、就業体験事業や職業訓練を行います。

○ ひきこもりへの支援

- ・ 「ポラリス☆とちぎ」や関係機関における相談をはじめ、家族支援セミナー、社会参加や交流機会の提供、就労体験事業などを実施します。
- ・ 保護者に対する情報提供や相談機関のPRを推進するとともに、来所が難しい場合の訪問支援（アウトリーチ）の実施やひきこもりサポーターの養成等、状況に即した支援を推進します。

○ ヤングケアラーへの支援

- ・ 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っているこども・若者であるヤングケアラーについて、その状況を把握し、市町と連携して相談・支援を行います。
- ・ 「栃木県ケアラー支援推進計画」のもと、ケアラー支援の重要性等に関する普及啓発等の促進、相談・支援体制の充実、関係機関等の連携を強化するとともに、人材の育成及び確保に取り組みます。

(3) 障害のあるこども・若者への支援

- ・ 障害のあるこども一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を行うとともに、就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制を構築するなど、インクルーシブ教育システム^(※注)の構築のための特別支援教育の一層の充実を図ります。
- ・ 関係機関等の連携により早期からの適切な対応の充実に努めるとともに、発達障害者支援センター(愛称：ふぉーゆう)や健康福祉センターにおける支援体制の充実を図り、ライフステージを通じた支援体制の整備を図ります。
- ・ 職業能力開発の推進やとちぎジョブモールにおける就労相談の実施、関係機関との連携強化により、一般就労の支援体制の充実を図るとともに、個性や能力を十分に発揮し、自分らしく生活していくために、各施設等での福祉的就労^(※注)の充実を図ります。

(4) こどもの貧困問題への対応

○ 教育の支援

- ・ 保健・福祉部門、教育委員会、地域・学校等が連携を強化し、生活困窮世帯のこどもたちに対する学習支援を実施することにより、学力の定着や進学意欲の向上を図り、貧困の連鎖の防止を目指します。
- ・ 各種給付や貸付等により、就学の経済的負担を軽減し、高等学校や私立学校等への就学や、中途退学者等の学び直しを支援します。
- ・ 各種研修会を通してこどもの貧困問題に関する教職員の理解を深めるとともに、スクールソーシャルワーカー等による家庭支援体制の充実を図ります。

○ 生活の支援

- ・ 生活困窮者自立支援法に基づく包括的かつ個別的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぐことにより、自立支援を図ります。
- ・ ひとり親家庭等日常生活支援事業により、こどもの世話等の日常生活の支援を行います。
- ・ 生活に困窮している家庭等は無償で食品を提供するフードバンク活動の普及啓発を行い、利用促進を図ります。

(※注) インクルーシブ教育システム

・ 障害のある幼児児童生徒が、その年齢及び能力に応じ、可能な限り障害のない幼児児童生徒と共に、その特性を踏まえた十分な教育を受けることのできる仕組み。これを推進することにより、全ての幼児児童生徒が互いに正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶことができる。

(※注) 福祉的就労

・ 障害により一般就労が難しい場合に、病気や障害を配慮した働く場が提供される福祉サービス。

○ 保護者の就労支援

- ・ 生活困窮状態にある保護者に対し、各種制度を活用し、保護者の自立に向けた就労支援を推進します。
- ・ ひとり親家庭の学び直しを支援する高卒程度認定試験合格支援給付金、雇用の安定や就職の促進を支援する母子家庭等自立支援給付金（自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金）を支給します。
- ・ 就業や求職活動、職業訓練等を十分に行えるよう、ひとり親家庭のこどもの保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童クラブ等への優先的入所を促進します。

○ 経済的支援

- ・ 生活の困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を支援します。
- ・ ひとり親家庭等に対して、児童扶養手当の適正な支給等を行うとともに、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、養育費についての弁護士による無料の特別相談を行います。

(5) 特に配慮が必要な青少年への支援

○ 自殺防止対策の推進

- ・ こころの悩みについての相談窓口「こころのダイヤル」やSNSを活用した「こころの相談@とちぎ」の設置、職場におけるメンタルヘルス相談等、自殺防止対策を推進します。
- ・ 各相談支援機関における相談員の育成や資質向上に係る取組を支援します。

○ 外国人の青少年とその家族への支援

- ・ 「誰一人取り残さない」という発想に立ち、日本語指導が必要な外国人児童生徒等が生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし、学校や社会生活への早期適応に向け支援します。
- ・ 親が外国人である場合に学校・家庭間で円滑な意思疎通ができるよう、日本語の習得支援を行うなど、事情・状況に応じたきめ細かな支援を行います。
- ・ 県内で生活する外国人に対し、関係機関とも連携を図りながら、多言語による生活に必要な情報提供や相談対応を行います。

○ 性的マイノリティの青少年への支援

- ・ 性的マイノリティ^(※)に対する偏見・差別をなくし、多様な性のあり方について理解を深めるための啓発に努めます。
- ・ 性的マイノリティとされる児童生徒については、学校生活を送る上での支援が必要な場合があることから、相談しやすい環境の整備や専門機関との連携等、支援体制の確立・充実を図り、児童生徒の心情等に配慮したきめ細かな対応に努めます。
- ・ 性的マイノリティに関する電話相談窓口「とちぎにじいろダイヤル」の設置により支援します。

(※) 性的マイノリティ

・ 女性同性愛者（Lesbian）、男性同性愛者（Gay）、両性愛者（Bisexual）、体と心の性が一致しないで違和感を覚える人（Transgender）等の性的少数者のこと。

(6) 児童虐待、犯罪被害者等への支援

○ 児童虐待の防止及び虐待を受けた児童等への対応

- ・ オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンや、イベントにおける児童虐待防止の広報・普及啓発活動の推進、市町や児童相談所、警察等関係機関の連携強化等に努めます。
- ・ 乳児家庭全戸訪問や、乳幼児健診をはじめ、各種定期健診などの様々な機会を捉え、関係機関が連携し、虐待の早期発見・早期対応を図ります。
- ・ 虐待により深刻な被害を受けた児童等に対し、心理療法やカウンセリングによる心のケアを充実させます。また、虐待をしてしまう保護者等へのカウンセリングを行うなど、家族の再統合を促進するため、児童相談所をはじめ、様々な機関が連携し、支援を行います。
- ・ 児童養護施設等を退所した児童等に対し、とちぎユースアフターケア事業協同組合などと連携し、生活・就労の相談、進学・就労のための補助や貸付け等、自立のための支援を行います。

○ 犯罪被害者等への支援

- ・ 性犯罪・性暴力被害者等に対し、総合的な支援を提供する「とちぎ性暴力被害者サポートセンター（愛称：とちエール）」を相談窓口として、児童相談所をはじめ、関係機関・団体と連携して途切れることのない支援を行います。
- ・ 福祉事務所や児童相談所、警察等と連携を図りながら、DVやストーカー等の被害に遭い保護が必要な女性を女性相談支援センター（とちぎ男女共同参画センター）で一時的に保護し、心身の回復に向けた支援を行います。
- ・ 被害者等に対し、カウンセリングを実施するなど心のケアに努めるとともに、関係機関等の一層の連携を図り、再被害防止や社会復帰のための支援を充実します。

🍷こども・若者に関する相談窓口

相談窓口（所管等）	主な相談種別	連絡先（対応時間）
ポラリス☆とちぎ (県子ども若者・ひきこもり総合相談センター)	こども・若者の 総合相談窓口	028-643-3422 (火～土 10:00～19:00)
ホットほっと電話相談 (県教育委員会)	子育て いじめや不登校等	〔保護者〕 028-665-7867 (月～金 8:30～21:30、土 8:30～17:30) 〔こども〕 028-665-9999 (毎日 24 時間受付)
こころのダイヤル (県精神保健福祉センター)	こころの健康や悩み等	028-673-8341 (月～金 9:00～17:00)
こころの相談@とちぎ (県障害福祉課)	こころの健康や悩み等	https://lin.ee/mEQ70Cr (日・火・木 18:00～22:00)
ヤングテレホン (県警察本部)	非行、家出、ネットト ラブルなどの少年問題	0120-87-4152 (月～金 9:00～16:00)
とちエール (とちぎ性暴力被害者サポートセンター)	性暴力被害	028-678-8200 (月～金 9:00～17:30、土 9:00～12:30) 時間外・休日は、コールセンターにつながり相談 できます。
テレホン児童相談 (県保健福祉部)	養育についての心配、悩 みや児童本人からの相談	028-665-7788 (毎日 9:00～20:00)
とちぎにじいろダイヤル (県人権男女共同参画課)	性的マイノリティに関す る電話相談	028-665-8724 (毎月第 1・第 3 金 17:30～19:30 祝休日及び年末年始除く)

※ホットほっと電話相談〔こども〕、テレホン児童相談は年末年始も受付

主な施策

(1) 支援につなげる体制の整備

- ・ 様々な悩みや困難を抱えた青少年やその家族等に対する総合的な相談窓口である「ポラリス☆とちぎ」における相談体制の充実を図ります。
- ・ ひきこもり、ニート、不登校などの状況にあり支援を必要としている青少年やその家族等に対し、相談支援機関の具体的でわかりやすい情報提供に努め、利用促進を図ります。
- ・ 各分野にわたる相談支援機関の活動内容等の情報を整理し、ホームページ等での周知を図り、適切な支援につなげるよう努めます。
- ・ 学校などへのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置など、困難な状況にある本人や家族にとってより身近なところで相談ができるよう、体制を整備します。

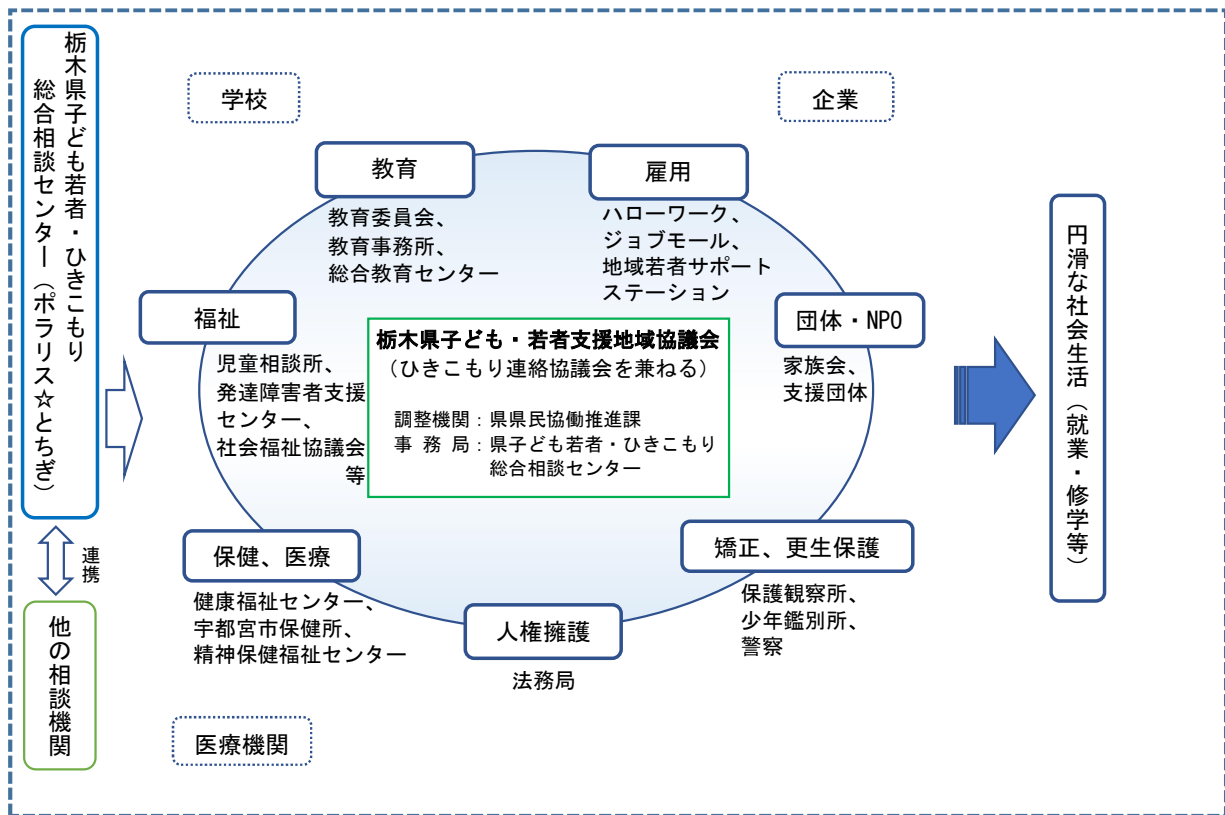
(2) 関係機関のネットワークの構築と継続的な支援の実施

- ・ 多様化する青少年の諸問題に対応するため、関係機関が連携して支援を行う栃木県子ども・若者支援地域協議会のネットワークが有機的に機能するよう、情報の共有を図りながら一層の連携強化と充実を図ります。
- ・ 市町子ども・若者支援地域協議会の設置等、各地域における関係機関のネットワークの構築を支援します。
- ・ 市町の要保護児童対策地域協議会等、既存のネットワークなどと協議・連携しながら、効果的な支援ができるよう努めます。
- ・ 年齢や状況に応じて適用される法律や制度が替わっても、適切な支援を切れ目なく受けられるよう、保健、福祉、教育、労働など各分野の連携を強化します。
- ・ ひきこもりなど、複雑・複合的な困難を抱える青少年とその家族が、身近な地域で継続的に支援が受けられるよう、市町における相談支援体制の充実強化に取り組みます。

(3) 相談・支援に係る人材の育成・確保

- ・ 困難な状況につながる病気や障害、取り巻く状況を理解し、ケースに応じた適切な相談・支援ができるよう、関係職員の資質向上を図ります。
- ・ 困難を抱える青少年に身近な学校や市町等において相談支援に当たる、教職員や民生委員・児童委員等を対象に、青少年の抱える問題の現状や相談に必要な知識、相談者への対応方法等についての研修を充実します。
- ・ 青少年やその家族が抱える困難について理解し、支えていく人材を増やすため、企業やNPO、一般県民への啓発・広報事業を実施します。

栃木県子ども・若者支援地域協議会イメージ図



主な施策

(1) 社会全体での子育て支援

- ・ 大人が子育てに積極的に関わり、こどもを健全に育てていくため、大人の自覚と行動を促す行動指針である「とちぎの子ども育成憲章」の普及啓発を行います。
- ・ 家庭は、こどもが基本的な生活習慣や規範意識を身につけ、人格を形成する上で大きな役割を担う大切な場です。家族がふれあい、絆を深め、明るい家庭づくりを進めるきっかけとなるよう、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定め、普及啓発を推進します。
- ・ 「とちぎ未来クラブ」の構成団体等の協力を得て、県民総ぐるみで結婚・子育てを支援し、家庭を築き安心してこどもを生み育てることができる環境づくりの推進に取り組みます。

(2) 家庭の教育力向上への支援

- ・ 市町及び家庭教育支援団体と連携し、保護者等を対象に「家庭教育支援プログラム」等を活用した学習機会の提供などを図るとともに、家庭教育に関する講演会や学習会等の充実に努め、家庭の教育力の向上を促進します。
- ・ 高校生が、親・家族・家庭などの意義や役割、地域の人間関係など地域社会について主体的に学び考える、とちぎの高校生「じぶん未来学」を推進し、家庭の教育力向上を図ります。

(3) 学校と地域の連携・協働の推進

- ・ 地域住民が授業の補助や環境整備、登下校パトロールに参画するなど、学校と地域が連携・協働し、こどもたちを育む取組を支援します。
- ・ 学校と地域の連携・協働による持続可能な取組の充実に向けて、「地域とともにある学校」づくりや地域学校協働本部等の学校を支える地域の組織体制整備を支援します。

(4) 青少年の居場所づくりの推進

- ・ 小学生の放課後や週末の居場所となる放課後子ども教室や放課後児童クラブの整備・運営を支援します。
- ・ とちぎ青少年センターや社会教育施設等における青少年の交流及び社会参加活動を支援します。
- ・ 経済的な事情や養育放棄等により健全な養育環境にないこどもたちの居場所づくりを支援します。
- ・ こども食堂の活動を支援するため、「栃木県こども（地域）食堂サポートセンター」

を運営します。

- ・ 安全で緑豊かな環境の下で、自然を体感できるレクリエーション活動や健康活動、文化活動等が行われるよう、県営都市公園などの環境づくりを推進します。
- ・ 生態系に配慮した河川を整備することにより、美しい自然環境の保全又は創出をして、こどもや家族が自然とふれあうことのできる良好な水辺空間の形成を図ります。

(5) 関係機関の機能強化

- ・ 主任児童委員が、児童福祉に関する知識・技能を高めるとともに、地域福祉の担い手としての役割について理解を深めるための研修会を実施します。
- ・ 社会教育関係団体等の連携による青少年教育活動や家庭教育支援等の充実を図るため、情報交換会や研修会を実施します。

(6) 地域の多様な担い手の育成

- ・ 社会貢献活動や子ども育成憲章の実践等に関わる各種表彰制度を活用し、青少年健全育成活動の担い手を育成します。
- ・ 青少年育成の重要な担い手である「少年指導委員」^(※注)に対し、研修会及び情報交換会などを実施し、資質の向上と地域の連携強化を図ります。
- ・ 家庭教育に関する学習機会の提供や相談活動を行う家庭教育オピニオンリーダー等の人材を養成します。
- ・ 地域住民のボランティア活動等への積極的な参加を促すため、受入れ先の学校や地域団体とのコーディネートを行う人材を育成します。

(※注) 少年指導委員

・ 警察署長からの推薦を受け、県公安委員会が委嘱。少年の健全育成を目的に、少年への指導・助言や有害環境浄化活動などを行う非常勤の特別職公務員

主な施策

(1) 社会環境や有害環境の浄化活動の推進

- 有害環境への適切な対応
 - ・ 青少年健全育成条例に基づき、有害図書類等の指定や、書店、複合カフェ、図書類自動販売機などへの立入調査・指導を行い、有害環境の浄化を推進します。
 - ・ 関係機関・団体と連携した街頭広報活動などにより、未成年者の飲酒・喫煙防止の啓発を図ります。
- 薬物乱用防止対策の推進
 - ・ 小・中・高校等において、各年代に応じた、薬物乱用防止教室を開催します。
 - ・ 覚醒剤や大麻等に関する正しい知識の普及啓発、相談への対応、薬物依存症からの回復や社会復帰の支援などを総合的に推進します。
- 安全安心なまちづくりの推進
 - ・ 関係機関・団体と連携し、登下校時等における、こどもの安全を確保するためのパトロール活動や見守り活動を実施します。
 - ・ 警察本部が運用する防犯アプリ「とちぎポリス」を活用し、自主防犯活動の普及促進や個人の防犯対策の向上を推進します。
 - ・ こどもの安全確保を図るため、通勤時や散歩中など、日常生活の中でこどもの安全を見守る「ながら見守り」活動を講習会等を通じて推進します。
 - ・ 犯罪の起きにくいまちづくりのため、防犯カメラ等の適切な設置や「こども 110 番の家」の周知を図ります。
 - ・ 児童生徒を登下校時の交通事故から守るため、通学路等の交通安全施設の点検を実施し、安全で安心な交通環境を整備します。
 - ・ 犯罪を未然に防ぐための様々な知識と技能を習得した指導者の育成を図り、各地域での防犯指導の充実を図ります。

(2) 青少年の被害防止・保護活動の充実強化

- インターネットの適正利用、被害防止対策の推進
 - ・ 小中学校等の児童生徒と保護者を対象に親子で学び合う講習会を実施し、スマートフォン等の正しい使い方や向き合い方、インターネットのルールやマナーなどネットリテラシー教育の充実を図ります。
 - ・ 公立学校を対象とした、外部講師による情報モラルに関する研修会を実施し、インターネット上のトラブルの未然防止を推進します。
 - ・ インターネット利用の低年齢化を踏まえ、幼稚園児や保育園児など低年齢層のこどもの保護者へのインターネット安全利用の啓発に取り組みます。
 - ・ 青少年が安全、安心にインターネットを利用できるよう、関係機関・団体、専門家等と連携を図り、良好なインターネット環境づくりを推進します。
 - ・ ネットいじめや犯罪、トラブルなどから生徒を守るため、県立学校に関する有

害サイトの監視・削除を行う取組を推進します。

- ・ インターネットを利用した児童買春・児童ポルノ禁止法等の違反取締りを強化し、青少年の福祉を害する犯罪からの被害防止対策を推進します。

○ 交通安全教育等の推進

- ・ 関係機関・団体と連携して、スケアード・ストレイト方式^(※)による交通安全教室等、参加・体験・実践型の交通安全教室を推進します。
- ・ 小学生等を対象に、地域安全マップの作品を募集することにより、危険箇所を理解し事前に危険を回避する被害防止能力の向上を図ります。

○ 性暴力等被害防止対策の推進

- ・ 教育委員会と連携し、教職員を対象にしたデートDVや性暴力に関する研修会を行います。
- ・ 学校において、学生や生徒を対象に、デートDVやアダルトビデオ出演被害・JKビジネス問題等に関する出前講座やリーフレットの配布等を行うことにより、性暴力等の被害者や加害者を生まないための啓発を推進します。

(3) 非行・犯罪防止対策の推進

○ 不良行為、非行防止対策の強化

- ・ 進学進級時や夏休み前などの時節を捉えて、小学生も対象に非行防止教室を開催し、低年齢時からの規範意識、遵法精神の醸成を図ります。
- ・ 関係機関・団体や警察ボランティアなどと連携した街頭補導活動を強化し、非行少年や不良行為少年の早期発見、補導・保護活動を推進します。
- ・ 学校警察連絡協議会、職場警察連絡協議会等の活動を活発化させ、学校や企業との連携を図り、官民一体で青少年の健全育成を推進します。

○ 非行少年の立ち直り支援による再非行防止対策の強化

- ・ 非行を繰り返すおそれのある少年に対し、清掃などの社会奉仕活動、農業や創作体験活動等、不良交友に代わる少年たちの心の拠り所（よりどころ）となる新たな「居場所」をつくることにより、立ち直り支援を推進します。
- ・ 保護観察所等と連携し、非行少年や犯罪者の更生について理解を深め、犯罪や非行のない社会づくりを目指す「社会を明るくする運動」を推進します。

○ 相談活動の充実

- ・ 青少年の悩み解消や被害少年の保護支援を図るため、少年の心理・特性に関する専門的知識・技能を有する少年サポートセンター員^(※)による相談対応や支援を充実します。

(※) スケアード・ストレイト方式

・ 恐怖を実感することで、それにつながる危険行為を未然に防ぐ教育手法

(※) 少年サポートセンター員

・ 警察本部や警察署に配置され、街頭補導や立ち直り支援、相談活動等を行う、警察官や少年補導職員等から指定した者。

2 オールとちぎによる青少年健全育成の推進

県では、栃木県青少年育成県民会議（公益財団法人とちぎ未来づくり財団）を中心に、全市町に設置されている青少年育成市町村民会議等とも連携しながら、すべての県民が力を合わせオールとちぎで青少年の健全育成のための運動を展開する「青少年健全育成県民運動」を推進しています。

これまで、人間形成に大きな役割を担う家庭の重要性に鑑み、「家庭の日」の全県的な定着に向けた取組を推進するほか、青少年の健全育成には大人自身の自覚と行動が重要であることから、こどもを育むための基本理念であり大人の行動指針である「とちぎの子ども育成憲章」の普及啓発など、理念に基づいた県民運動を展開してきました。

平成 27(2016)年度からは、すべての県民がスクラムを組み、青少年健全育成に取り組もうとの思いを込め、「とちぎ 心のスクラム県民運動」と名付け、県民運動を推進しています。

平成 31(2019)年 1 月には、こどもが健やかに成長できる地域社会の実現等を目指し制定された「とちぎ子ども・子育て支援条例」に「とちぎの子ども育成憲章」と「家庭の日」を位置づけました。

人口減少時代を迎え、次代を担うとちぎの青少年を社会全体で見守り、健全に育成していくことは、ますます重要になっています。さらに一層、家庭、学校、地域、職場等がスクラムを組み、オールとちぎで青少年育成に取り組む機運を盛り上げ、県民運動の活性化を図っていきます。

◇ 栃木県青少年育成県民会議

県民運動の推進母体として、昭和 43(1968)年に設立。行政、関係団体等と連携し、青少年健全育成活動を推進している。

＜主な取組＞

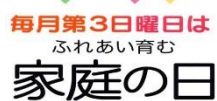
- ・少年の主張発表栃木県大会
- ・「家庭の日」絵日記コンテスト
- ・青少年育成セミナー
- ・ネット時代の歩き方講習会
- ・ミライチャレンジプロジェクト

とちぎの元気な子ども育て隊!! 宣言企業

県内の企業や団体においても、青少年健全育成の取組が広がっています。

県では、とちぎの子ども育成憲章の趣旨に賛同し、憲章を踏まえた青少年育成活動に取り組む企業や団体に対し、「とちぎの元気な子ども育て隊!!」宣言書を発行し、広く県民に周知することにより、企業等における青少年健全育成活動の促進を図っています。





45

第5章 計画の推進体制等

1 県の推進体制

知事部局や教育委員会、警察本部の関係各課で構成する「栃木県青少年行政連絡会議」を中心に、庁内部局相互の連携を図り、本プランに掲げた施策を総合的に推進します。

また、学識経験者、関係機関・団体の代表、県議会議員等で構成された、県の附属機関である「栃木県青少年健全育成審議会」において、それぞれ専門的な見地から幅広く意見や助言をいただき、計画推進へ反映します。

2 市町、国等との連携

青少年にとって生活の基盤は身近な地域にあり、市町には地域の実情を踏まえた青少年育成支援の取組が期待されています。県は、市町において本プランに呼応した取組が円滑に実施されるよう、情報提供、連絡調整等を行い、本プランの着実な推進に努めます。

また、国の支援施策や研修制度等を活用しながら、効果的に青少年育成施策を推進していきます。特に、有害環境対策については、県域を越えて対応しなければならない課題も多いため、他の都道府県とも緊密な連携を図ります。

3 関係団体等との連携

青少年健全育成県民運動の推進母体として活動する青少年育成県民会議や地域における青少年育成の中核を担う青少年育成連絡協議会、青少年育成市町村民会議等との連携を密にし、本プランの着実な推進に努めます。

また、民間団体やNPO、企業等との連携や協働も進め、社会全体での青少年育成の意識の醸成を図り、取組を推進します。

4 「とちぎ 心のスクラム県民運動」の展開と一体となった推進

家庭、学校、職場、地域等において、すべての県民が相互に協力しながら青少年健全育成に取り組む「とちぎ 心のスクラム県民運動」の展開と一体となって、本プランの推進を図ります。

参 考 資 料

- 1 「とちぎ青少年プラン 2026～2030」の策定経過
- 2 栃木県青少年健全育成審議会委員名簿
- 3 栃木県青少年健全育成条例
- 4 子ども・若者育成支援推進法（抄）
- 5 各種法令等によるこども・若者の年齢区分

参考資料として、上記項目を掲載する予定